慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	近世初頭中部ドイツの農村都市，市場町について（三）
Sub Title	Die ländlichen Städtchen von Mitteldeutschland im Anfange der Neuzeit (3)
Author	寺尾, 誠
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1963
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.56, No.10 (1963. 10) ,p.902(18)- 944(60)
JaLC DOI	10.14991/001.19631001-0018
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19631001-0018

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世初頭中部ドイツの農村都市、市場町について(三)

寺尾　誠

第一節　問題の所在
第二節　中独における都市、小都市、市場町の成立
第三節　中世後期、近世初頭の農村的小都市、市場町成立の基本条件(一)（以上本誌三月号）
第四節　中世後期、近世初頭の農村的小都市、市場町成立の基本条件(二)（本誌八月号）
第五節　農村的小都市の化石化現象（以下本号）
——領邦体制下の構造停滞型農村都市——
第六節　農村的小都市の化石化現象の原因究明
——結語にかえて——

第五節　農村的小都市の化石化現象

——領邦体制下の構造停滞型農村都市——

我々は、前々節及び前節において、中部ドイツにおける農村的小都市、市場町の基本的成立条件を探り、それが、農村における封建制度の内部構造と共に農村内部における社会的分業の展開にあることを知った。特に社会的分業の展開は、広い意味では、局地間分業を軸としたものであって、その内、局地間分業の混在といわれる、狭い農村地域内部での相互特化が、農村都市の最も力強い発生契機である。それと同時に同一部門内での加工過程の地域的集中といった、より狭い意味での局地間分業が、農村の内部に新しい都市—農村の関係をつくり出すのに大きな役割を果していることも判明した。そしてこのような局地間分業の展開に基きつつ、各都市における局地内分業も一層の進展をみ、ここに農村都市と農村の間には、二重、三重の分業関係、従って市場関係が成立するのである。特に局地間分業が農村工業としての繊維工業や金属工業である所では、単純な都市と農村の関係だけではなく、都市は工業村落的性格の強い幾つかの村落の中心でもあって、農村工業の利益を代弁する市場定住という性格をもつのである。先にのべたようにケムニッツ市周辺の麻織物工業地帯では、十五世紀にケムニッツの中世的漂白独占に対して多くの農村都市がもぐりの漂白所 Winkelbleich を建設し、これによってケムニッツ市の中世都市的市場体制に大きな打撃を与えたのも、農村都市のかかる性格を示すものである。(注1) またケムニッツ市内の麻織工の要求に基く市当局若しくはラシデスヘルの農村織物工業への制限に対し、これらの周辺農村工業都市が周辺農村での麻織物を都市の名でケムニッツやロホリッツの漂白所へ持ちこむことにより、それら制限策の実質的意図を骨抜きにしてしまったのも、同様の事を示している。(注2) このような農村工業の進展を背景とした農村都市の抬頭こそ、ケムニッツ漂白独占を崩壊させ、ロホリッツ漂白所の公認を始めとする一連の譲歩を中世都市側に行わせた原動力である。(注3) さらに農村都市のこのような性格は、これらの農村都市がケムニッツ市の禁制圏から一定の距離を置いて成立しているという事実にも示される。（前節第一図参照）つまりケムニッツ市の求心的市場体制に対して、これら農村都市の市場体制は明らかに多元的中心地をもつ分散的、遠心的なそれであることは、すでにのべたが、（前節第一図参照）これも農村都市の農村工業中心地＝局地間分業の結節点としての性格をよく示しているといえよう。

我々は金属工業については、繊維工業程よく把握しえないが、それでも求心的市場体制と遠心的市場体制の存在及び近代化の過程における後者の前者への優位等について知りえた。

ところでこのような農村都市の農村工業の中心地点としての性格は、必ずしも純粋な形であらわれるとはいえないのであって、むしろこれと対立、矛盾するような中世都市的性格をもつ場合さえあるのである。農村都市の中世都市化は、我々が先に化石化現象と表現したものであるが、本節においては、この農村都市の化石化現象（或は上昇転化現象）の実態を、ケムニッツ周辺の麻織物工業地帯について調べてみたい。我々はすでに第一節、第二節において、西ドイツ全般やザクセン地方において中世後期に発生した都市の中には農村内部からの自生型のタイプと共に、城塞（ブルク）や河川の傍に或る程度意識的に建設されたと想われる半中世都市的ともいう中間的タイプの小都市群を見出したのであるが、これらの中間的タイプの都市の存在は、中世後期の小都市発生を中世盛期の古典的中世都市の直接の連続として把握する歴史解釈の有力な根拠となっている。(注4) これと共に農村都市の化石化現象が、さらにそのような歴史解釈を有力なものとするのであるが、我々は表面上古典的中世都市からの連続線上に成立しているかにみえる中世後期の小都市群の中に、古典的中世都市の分業、市場体制と対立、矛盾する性格をもつ新しいタイプの都市を発見し、さらにその農村都市が一定の歴史的条件の下で中世都市的性格をもつに到るという風に、史実を立体的に読みとるべきだと考える。(注5)

ザクセンに即していえば、このような立体的歴史解釈を必要とするのは、比較的単純に中世都市的市場体制と近世都市的市場体制の対抗関係があらわれる金属工業地帯よりは、この対抗関係が、表面上読みとりにくい繊維工業地帯なのである。先にのべたように、この地帯における農村都市は一方で農村工業の中心地として農村内部から自生的に成立してくる市場定住地としての性格をもつが、同時にこの性格は、農村工業中心地の中に農村内部からの自生型都市に混って、半自生型や計画的建設型の都市が存在することによって、最初から、かなりぼかされていたのである。例えばもぐり漂白所が存在したとされる諸都市の中には自生型五に対して半自生型二、計画型五の存在が確認されるのである。(注6) その上計画型都市と共に、否それ以上の激しさで半自生型、自生型の農村都市は、十五世紀の末からそれまで利害関係の対立し、矛盾しあっていたケムニッツ市と組んで、周辺農村の農村工業への弾圧策を志向し、ランデスヘルに繰り返し陳情を行うのである。(注7) 尤もかかる苦情は、さしあたり農村都市全体では必ずしもなく、農村工業と一番利害関係の対立した都市麻織工やそのツンフトによって、のべられたものであって、このためその苦情の代弁者としてケムニッツ市の麻織工ツンフトやケムニッツ市当局が重要な意味をもち、苦情の形式も十六世紀に入ると共同の苦情書の形式をとることは、第十五表にみる通りである。(注8)

しかしともかくこの表をみると、十六世紀の前半においてケムニッツ、ロホリッツ等の古典的中世都市と並んでミットヴァイダ、ハイニッヘン、チョパウ、フランケンベルグ、オエデラン等の農村都市の名が苦情者の中に度々出てくる。この内ミットヴァイダは十三世紀に都市的定住となっている森林フーヘ村落からの自生型の都市であり、(注9) ハイニッヘンは十三世紀末に農村市場 villa forensis であったものが、都市化した同じく自生型の都市であり、(注10) チョパウは十三世紀末に小都市的定住であり、城塞を市内にもつが、森林フーヘ的耕地に囲まれた一部格子状、一部不規則な都市形態であって、半自生型と目される。(注11) またフランケンベルグは森林フーヘ村落から自生的に十五世紀末に都市化している都市であり、(注12) オエデランは十三世紀に市場町、十六世紀には小都市となっている森林フーヘ耕地に囲まれた一部不規則、一部計画的な都市で、半自生型と想われる。(注13) このようにケムニッツ市の麻織工と組んで熱心に農村工業の弾圧をランデスヘルに要請した諸都市は、いずれもぐりの漂白所をもち、農村からの自生型もしくは半自生型（三対二の比率）都市で、名実共に農村工業の中心地であった都市なのである。この内ミットヴァイダは二回、ハイニッヘンは三回、チョパウが二回、フランケンベルグが三回、オエデランが六回に亘って半世紀の間に苦情を提出しているのであるが、特にフランケンベルグやオエデランのような、比較的遅く都市化し、前節の第十表にみるように周辺の農村工業村落も非常に多い農村工業の中心地が、苦情の熱心な提唱者であった

第 15 表

年	苦情提出者	苦情書の数	該当箇所	農村麻織工	グループA 麻織工1人の村	グループA 麻織工2人の村	グループAの麻織工の合計	グループB 麻織工3人～7人の村	グループBの麻織工の合計	グループC 麻織工8人以上の村	グループCの麻織工の合計
1487	Chemnitz	1	44	159	17	15	47	7	26	5	86
1500	Oederan	1	36	182	1	2	5	17	83	6	94
1514	Altenburg	1	15	15	15	—	15	—	—	—	—
1515	Rochlitz	1	20	33	11	8	25	2	8	—	—
1518	Chemnitz	2	43	98	20	11	42	10	38	2	18
	Rochlitz (u. andere)										
1528	Zschopau	6	64	264	20	11	42	23	97	10	128
	Frankenberg										
	Hainichen										
	Oederan										
1529	Chemnitz	3	45	101	18	16	50	10	33	1	18
	Oederan										
	Zschopau										
1533	Oederan	1	6	70	—	—	—	—	—	—	—
1534	Chemnitz	1	79	270	29	20	69	20	69	10	132
	Frankenberg										
	Rochlitz										
	Geithain										
	Mittweida										
	Hainichen										
	Zschopau										
	Oederan										
1538	Hainichen	2	13	49	3	4	11	4	13	2	25
1540	Frankenberg										
	Oederan	1	26	176	6	2	10	10	52	8	114

G. Heitz, Ländliche Leinenproduktion in Sachsen, S. 97.

ことは、興味深い事実である。(注14)

我々は十五世紀から十六世紀にかけてみられる、これら農村工業中心地としての農村小都市が農村工業弾圧者としてのそれに変化して行く事実の中に、先にのべた農村都市の中世都市化＝化石化（上昇転化）現象を読みとることが出来る。尤もこの現象は、必ずしも都市全体が、直線的に農村工業の鎮圧者として登場するという形で、あらわれたのではなくて、むしろそれら農村都市内部に相対立する諸勢力がうまれ、その夫々によって農村工業の擁護若しくは利用と、弾圧という矛盾した方向が推進されたとみるべきである。事実千五百五十三年のケムニッツ麻織工の苦情書においては、十四世紀後半に都市化し、森林フーベ耕地に囲まれた道路市場形態の自生型と想われる小都市ガイタインにおいては、市参事会が、周辺の村民の都市市場における麻糸買付及び麻織物販売の自由を保護しているとのべている。(注15) このような農村都市当局の農村工業に対する軟弱な態度こそ、農村都市麻織工をしてツンフトに結集せしめ、かつこの結合をケムニッツのそれにつなげることによって、農村工業への圧迫を追求せしめた理由であるが、その背後には、農村都市内部における農村工業擁護者もしくは利用者が存在しているのである。同じ苦情書の中で、ケムニッツ麻織工は、かかる擁護者として市参事会と封建貴族、また利用者としては染色工、小売商人、市参事会員、市役人等をあげると共にニュルンベルグ商人といった都市外の勢力をも指摘している。(注16) この内特に加工業者としてケムニッツ漂白独占に対抗する染色業者や、もぐり漂白を始め、ケムニッツの営業独占に対立する様々の方策をとる小売商人等は、農村都市内における農村工業擁護者としては注目すべき存在である。(注17) これに対し同じく農村工業の進展に利益を感じていても、封建貴族や商人資本、さらにこれと結合している市参事会員達の場合には、あくまで生産の外部から生産を把握し、利益をうるという点においては、ケムニッツ市を中心とする麻織工ツンフトの態度とそれ程の差がないといわねばなるまい。(注18) 尤も封建的身分的産業資本としてのツンフトの農村工業弾圧という、より守旧的態度に比べ、農村工業の進展を自己に有利なものに変形しつつ利用するという商人資本の態度には、初期資本主義時代に相

応わしい一歩進んだ資本の存在様式を見出すことが出来るが、農村都市の主体的発展の為には、農村都市内部及び周辺農村との分業及び市場関係が決定的であって、この条件が不十分もしくは欠けている場合には、商人資本の農村工業利用は、前貸問屋制度という新しい商人による生産者支配の方式をうみだすに留まるのである。(注19) ザクセンにおいても十六世紀後半から十七世紀にかけて、ニュルンベルグ商人資本によるかかる生産者支配体制が、上ラウズィッツ地域にいち早く実施されたツンフト・カウフの導入という形で成立したことは、このことを意味しているのである。(注20)

かように農村工業を擁護する主体的勢力において、かなり複雑な、相互に衝突し合う利害の保持者が見出されるが、この内農村工業（生産過程）により密着した人々こそが、農村工業の中心地としての農村都市の発展を主体的に追究する層であるといえる。ザクセンにおいては都市内部におけるかかる勢力への反対者達の強力な存在（麻織工ツンフト結成に象徴される）と共に、ニュルンベルグ商人資本の優位に示されるドイツ内外での不均等な分業、市場体制の確立、さらにそれを可能としたところの基本的要因としての封建制の強固な残存と再編成等の外部要因が、農村都市内部の農村工業との連帯派の純粋な成長を妨げるのである。

ところで農村都市内部において最も頑強に農村工業に抵抗したのは、いうまでもなく麻織工達であり、その結集団体であるツンフトである。(注21) 元来これらの農村都市には十五世紀前半までは、ツンフトが殆ど無かったのであるが、十五世紀後半以来続々と結成されるに到るのである。今ツンフト結成を時代順に示せば、フライベルグ、ケムニッツ、ロホリッツのような中世都市は夫々十三世紀末から十四世紀前半にツンフトの結成をみているが、農村都市の方はミットヴァイダが千四百四十九年、フランケンベルグが千四百六十四年、ガイタインは千四百七十七年、オエデランが千四百九十二年、ハイニッヘンが千五百四年前、レンゲフェルトが千五百十年前後、ブルグシュテットが千五百十二年、チョパウが千五百二十八年前、シュトルベルグ千五百六十一年、シェレンベルグは千五百六十八年前、等と十五世紀後半から、十六世紀前半の一世紀に集中的に成立している。(注22) ところでこのようなツンフト結成の時期は、先にみた通り都市麻織物工の農村工業への苦情提出の時期と略々一致している。事実農村工業に対する苦情は、農村都市当局によってではなく、ツンフトによって行われたのである。(注23) しかもこれら農村都市の麻織工ツンフトは、自己の都市の市参事会に苦情を提出するよりは、ケムニッツ市の参事会を通してランデスヘルの下へ提出するという廻り道をとったのである。ハイツは、夫々の市参事会の政治力の弱さ及びツンフトの弱体をその理由にあげているが、それと共に先に指摘した農村都市内部での農村工業への態度の分裂及び、市参事会の農村工業への好意的態度が指摘されよう。(注24)

このような状態で農村工業に対する抗議運動を有効に組織するためには、農村都市ツンフトは、ケムニッツ市参事会との連絡の他に、ケムニッツ麻織工ツンフトを頂点としたツンフト聯合を結成するのである。このツンフト聯合は、すでに千四百三十年頃にケムニッツ、ロホリッツ等により結成されていたが、十六世紀初頭、農村工業との矛盾が高まる中でケムニッツ、ロホリッツと共にガイタイン、ミットヴァイダ、チョパウ、オエデラン、フランケンベルグ、ハイニッヘンが参加して、都市麻織工の地方的利益団体として活躍を始めている。(注25) そして千五百五十二年にザクセン領内十八の都市の麻織工ツンフトは「ツンフトをもつザクセン侯国諸都市の麻織物工ツンフト規約」の協定を行い、ツンフトの結集を深め、千五百五十七年にはザクセン侯によりこの規約が承認され、領邦国家体制の下での安定した法的地位を確保することが出来た。(注26) このようなツンフト同士の結集は、農村工業への苦情提出を共同で行うことにもはっきりとあらわれている。例えば千五百二十八年の苦情書は、ケムニッツ市参事会が、チョパウ、オエデラン、フランケンベルク、ハイニッヘンの麻織工の名で農村麻織工の禁止を訴えている。(注27)

ところでこのような農村麻織工のツンフト及びその聯合に依拠しての、執拗な農村工業への苦情は、制限された市場目当ての封建的、身分的産業資本家もしくは小生産者に相応わしく、農村麻織物業の制限もしくは禁止によって、自己の生産及

び営業独占を維持しようとするものであった。[注28] そして苦情書作成については、周辺農村における麻織工業の実態をツンフトが主体となって調査する。[注29] つまりその代表者は農村へ行き、村長若しくは村民から、村内で、どのような範囲、程度で麻織物が生産されているかを聞き出し、これを一覧表を作成し、これに苦情書を附けてランデスヘルの下へ提出するのである。そしてランデスヘルは、十五世紀後半以来発布されているラント条例に基いて、都市手工業者に有利な裁定をするわけである。こうして合法的な農村工業に対する抗議行動は、ランデスヘルもしくはその役人の面前での協定、地域裁判所での審理及びランデスヘル自身の文書による裁決といった成果をうるのである。[注30] 尤もこの過程において農村の側の抵抗がみられるのであって、例えば千五百三十四年にブルグシュテット市近郊のハルトマンスドルフ村では、農村麻織工が村長の家に集まり、村長が都市の調査を拒否したことを支持しており、調査活動が、常にスムースに行われた訳ではない。[注31] さらに興味深いことはランデスヘルが都市ツンフトの味方であったとすれば、事が農村工業に関する限り個々の村落を支配する封建貴族は、農村麻織工の利害を代弁し、この為、都市ツンフトの抗議行動の有効性が、かなりそがれた。[注32] 封建貴族は、村内に手工業者がいるのは古くからの慣習であるという論拠で、都市もしくはランデスヘルの農村工業圧迫策に抗弁している。例えば千五百七十三年にランデスヘルのアウグストは農村工業に関してグロス・ゲルトマンスドルフの村落領主のアルンペックを起訴人、フライベルグ市の麻織工を被告として裁判を行っているし、千五百二十八年のケムニッツ、ガイタイン、ハイニッヘン、チョパウ、オエデラン、フランケンベルグの六都市共同苦情書で取り上げられた農村麻織工に関して、アインジーデル家の貴族はその麻織工の合法性を訴えている。[注33] このように麻織工自身を始め封建貴族等の農村工業擁護の運動と共に農村都市内部にもこれに同情的な立場に立つものもいて、麻織工ツンフトは時には合法的な抗議行動の枠をこえて、暴力的打毀し運動を行った場合さえある。例えばケムニッツ市民に千五百二十二年にヤーンスドルフ村に押しかけ村内の十八の麻織機の内十六を破壊したし、フランケンベルグでもガイタインでもそのような事件がおきている。[注34]

さて都市麻織工ツンフトの、平和的かつ暴力的な農村工業に対する抗議運動は、当時の封建支配体制の頂点にあった、領邦君主（デスヘル）によって強力に支持されていたとはいえ、必ずしも彼等自身の意図通りの、農村工業の一方的制限もしくは禁止を結果したとはいえない。[注35] これは彼等自身が、原料供給基地としての農村を背景にもたざるをえなかったという事情以外に、農村都市内部における染色工、小売商人のような農村工業により密着した人々が存在していたことや、直接間接の南ドイツ商人資本（特にニュルンベルグ商人）やオランダ、英国の商人が農村工業を把握しようとしたこと、さらに封建貴族の頑強な抵抗等の諸事情が絡みあっていたためである。ただ他面において麻織工ツンフトの農村工業圧迫運動に幸いした事情もあったので、ここにこれら両面の作用の合成物として、商人資本を頂点とし、都市麻織工ツンフトを強力な媒介項とする農村工業の問屋制前貸体制への包摂の過程が始まるのである。ところで都市麻織工ツンフトに幸いした事情とは、当時領主と農民の力関係を領主側に有利に変えた農民戦争の敗北が、まずあげられる。元来西南ドイツから中部ドイツまでを席巻したドイツ農民の封建領主支配への抵抗は、英仏のそれに比較して受動的性格を否めないのであるが、このため農民戦争の敗北は、他国のそれよりもはるかに農民に不利な関係をつくり出した。[注36] ザクセン地方ではエルツ山地地帯の西部、金属工業地帯と織維工業地帯の接点であるツヴィカウからシュトルベルグ、シェレンベルグにかけての一帯において農民戦争への積極的参加がみられただけであったが、[注37] この戦争の敗北の影響は、ザクセン一帯に及び、それまで比較的農民に有利に展開しかけていた農村内部の力関係は、ランデスヘルは勿論個々の封建貴族にも有利なものとなっていく。特に農村工業の同情者として立ち現われていた封建貴族が後に詳述するように、小規模とはいえ直営地経営の強化、拡大を志向し、その為の労働力獲得の規制を農村一帯に実施したことは、農村工業の発展には大きな阻止要因となった。[注38] この事情の他に都市麻織工に幸いした事情としては、この地方の麻織物工業の製品が十六世紀半ばにして漂白織物から黒染を始めとする染色織物に転換した事情があげられる。このような品質転換は明らかに、生産技術の一層の進展の成果であり、需要も増大したのであるが、ザクセン

においては、この技術が南ドイツもしくはオランダ商人資本によって外部から移入されたのである。[注39] 国際的・国内的不均等な生産力発展を背景にしたこの技術導入は、遠隔地市場の大量需要と共に商人資本の優位を、ザクセン地方において確立したのであるが、商人資本はこの優位のうちに農村工業を自己の下に把握する手段として農村都市の麻織工ツンフトを利用したのである。[注40] このような都市ツンフトを利用しての農村麻織物工業の体制的包摂は、すでに東エルベの上ラウズィッツ地方において「ツンフト・カウフ」という、ツンフトを通じての集団的な商品購買契約の形態で実現していたのであって、[注41] 南ドイツ商人資本は、これを西ザクセンにも適用したわけである。このようなツンフト契約の効用は、この地方の農村工業の技術的低位性の下で、国際的な大量需要商品としての品質の統一性（長さ、幅）を都市ツンフトに保証させることにある。[注42] この傾向は特に染色織物の生産がさらに南ドイツむけの染色加工用の粗麻織物の生産へと転換させられると共に、強まるのであるが、生産技術及び市場条件における不均等性は、かくして南ドイツ商人資本の主導の下での農村都市の農村工業への一定の優位を保証することとなる。この他南ドイツ商人資本は、当時南ドイツで全盛を極めていたバルケント織物（木綿と麻との混紡織物）技術の導入にも努力し、特に木綿の供給によって問屋制前貸制度を成立させ、都市麻織工自身をその下に包摂することにより、ザクセン麻織物工業全体に対する支配を確立したのである。[注43]

外部商人資本の農村都市をてことした農村工業支配に対応して、農村都市内部においても、麻織工ツンフトは勿論、それ以外の農村工業により同情的であった人々までもが、周辺農村に対する中世都市的な関係の確立に努めるようになる。すなわち漂白織物の生産が盛んであった時期においては、これら農村都市は先にみたように、もぐり漂白所の集中において、周辺農村との市場関係の中心になりえたのであったが、染色織物の生産への転換が一般的となってくると、それまで加工過程の集中の基盤の上で、農村麻織工にかなり同情的立場をとっていた染色工や小売商人達も、ツンフト・カウフに象徴的に示されるような中世的な、経済外的な農村工業への規制に同調してくるようになり、ここに農村都市内部において都市麻織物

第 16 表

資位ツ 平均単ショク 産ンク	都市名	都市自体の階級分化				周辺農村工業村落の分化				周辺一般農村の分化			
		BM	Gtn	Hsl	Iw	BM	Gtn	Hsl	Iw	BM	Gtn	Hsl	Iw
126	Chemnitz	539 40.9%	33	40 5.5%	1050 735 53.6%	359 39.7%	49	61 12.2%	622 435 48.1%	351 36.4%	11	46 5.9%	795 557 57.7%
52	Mittweida	296 65.6%			222 155 34.4%	251 50.9%	8	7 3.1%	324 227 46%	368 44.4%	1	8 1.1%	644 451 54.5%
40	Hainichen	136 61.6%			121 85 38.4%	268 35.1%		31 4%	664 465 60.9%	174 38.2%		21 4.6%	373 261 57.2%
44	Lengefeld	90 72.6%			48 34 27.4%	192 49.1%	3	11 3.6%	264 185 47.3%	106 57.3%		4 2.2%	107 75 40.5%
36	Zschopau	237 88.8%			43 30 11.2%	47 46.1%		10 9.8%	64 45 44.1%	221 51.5%	25	11 8.4%	246 172 40.1%
29	Schellenberg	38 65.5%			29 20 34.5%	121 48.6%		28 11.2%	143 100 40.2%	162 44.5%	39	24 17.3%	198 139 38.2%
26	Stollberg	166 53.5%			206 144 46.5%	117 39.1%	7	27 11.4%	211 148 49.5%	374 45.8%	44	23 8.6%	533 373 45.6%
40	Frankenberg	123 51%			169 118 49%	318 36.1%	31	49 9.2%	688 482 54.7%	85 44.3%	6	3 4.7%	140 98 51.0%
61	Oederan	216 50.2%			305 214 49.8%	162 46.5%	41	19 17.7%	177 124 35.8%	235 54.8%	54	15 16.1%	178 125 29.1%
29	Burgstädt	48 39.7%		22 18.2%	73 51 42.1%	278 38.8%		33 4.6%	579 405 56.6%	245 45.3%		11 2%	407 285 52.7%
	Hohenstein	84 39.3%			185 130 60.7%	217 47.8%	49	22 15.6%	237 166 36.6%	127 51.8%	5	2 2,9%	159 111 45.3%

但し BM＝フーヘ農民もしくは家持市民
Gtn＝菜園所有農
Hsl＝小屋住農
Iw ＝同居人

＊ Iw の下段の数は同居人の四割が家族持，六割が単身者（独身とは限らず）として，家族持の分を一家四人の計算で割って算出した数字（同居人への税は人頭税）

G. Heitz Ländliche Leinenproduktion in Sachsen, SS 34～35: K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, Bd 2, 3 より作成。

工の農村工業への敵対をチェックした要因が減り、先の外部要因と絡みあって、都市麻織物工ツンフトの優位が確立するのである。

勿論このような都市麻織工ツンフトの優位とは、決して無条件的なものではなく、南ドイツを始めとする商人資本の問屋制的支配下のそれであり、しかも農村工業についても完全支配というよりは、品質検査を挺子とする間接支配であり、ここに農村工業の中心地としての農村都市の中世都市化現象の複雑な性格があらわれるのである。従って同じ南ドイツの商業資本の支配下にあった東エルベの上ラウズィッツ地方の都市と農村の関係が、古典的中世都市中心の非常に求心的なそれであったのに対し、西ザクセンのそれは、多くの農村工業都市を中心とした遠心的なものであった。(注44) 従ってこの地域では南ドイツ商人資本の没落後も、徐々にではあるが、近代化への志向が試みられるのである。(注45) ただその試みが、ケムニッツのような中世都市と共に農村都市の中世都市化したものを中心として行われていったところに、封建制度が、なしくずし的に解体して行く形態としての領邦国家体制と対応した、西ドイツの構造停滞的な分業＝市場体制の特徴があるのである。(注46)

ところで織維工業について以上にみたような農村都市の中世都市化の現象は、時間的にもかなり漸進的であったが、同時に、農村都市の中にも幾つかのタイプがうまれ、そこにおぼろげながら中世都市と近世都市の市場体制の対抗をすら読みとることが出来る。

まず第十六表をみよう。この表は例のブラシュケのザクセンの歴史的集落簿とハイツの研究に基いて作成した都市と周辺工業村落及び周辺一般村落の階層分化の比較表である。(注47) 尤もブラシュケの史料には農村についてはフーヘ農民 der bessessene Mann, 菜園所有農民 der Gärtner, 小屋住農民 der Häusler 同居人 Inwohner（この内には借屋人 Einmieter, と僕婢 Dienstboten がいる）の区別しかないし、都市についても家持ち市民 bessessene Bürger と同居人 Inwohner の区別しかないので、階層分化の史料としては不十分である。(注48) しかし農村については第十七表、(注49) 都市については第十八表(注50)と比較してみると、この史料から出た数字は、他のより確実な数字と略一致した傾向を示している。第十七表はハイツが他の史料から算出した同地域の同居人を含めた階層分化の表であるが、これをみると同居人が最下層で、これに菜園所有農民、小屋住農民が四分の一フーヘ所有者と共に次の層で、この両方で大体農民の下層分解の実態が判り、これに対して、フーヘ農民においては二分の一、もしくは四分の三フーヘ農民が圧倒的大部分で、中産的農民の実態が判る。従って下層への分解と中産層の状態はブラシュケから作成した十六表からでも推定しうる。また都会についての第十八表はクンツェの作成した統計であるが、ケムニッツ、ミットヴァイダ、フランケンベルグ、オエデランについて中産層と下層分解については、略同様の傾向をしりうる。従って上層への分解や正確な数字

第 17 表

階　　層	納税者の数	全体との割合	農村麻織工の数	全体の割合
小屋住農, 菜園所有農, $\frac{1}{4}$ フーヘ農	147	6.0%	31	11.0%
$\frac{1}{2}$ フーヘ農	591	24.9%	85	31.0%
$\frac{3}{4}$ フーヘ農	564	24.0%	41	15.0%
1 フーヘ農	95	3.9%	11	4.0%
1 フーヘ以上所有の農民	39	1.6%	1	0.5%
同 居 人	942	39.6%	104	38.5%
総　　計	2,378	100%	273	100%

G. Heitz, Ländliche Leinenproduktion in Sachsen, S. 51.

第 18 表

資産額 ＼ 都市名	Oederan	Frankenberg	Chemnitz	Mittweida
0～140 フローリン	78.9%	53.9%	44.3%	24.8%
141～280 フローリン	10.5%	26.4%	19.0%	15.5%
281～565 フローリン	8.5%	19.8%	21.1%	29.5%
566～850 フローリン	1.1%	—	7.7%	9.5%
851～1425 フローリン	1.0%	—	4.6%	8.5%
1426～2850 フローリン	—	—	1.8%	12.2%
2851 フローリン 以上	—	—	1.5%	—
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

A. Kunze, Der Frühkapitalismus in Chemnitz, S. 69.

は、別の統計を併用するとして都市と農村の階層分化の主な傾向、特に中産層の実態と下層分解についての全般的傾向をこの数字から引き出してみたい。

まず農村についてであるが、工業村落と一般村落の間では一般に、工業村落の方が下層分解が進み、中産層の比重が減っている。これはハイツの研究においても確かめうる。（最も農村工業の発達した十三ヶ村と周辺八十ヶ村の比較において、同居人の割合は四十二・九％と三十九・六％（後者は十七表参照）、小屋住農等も八・二％と六％である。）但しケムニッツとミットヴァイダだけは、一般農村の方が分解が進んでいるが、これは周辺一般村落とはいっても農村工業が全体的に盛んであったという事情や、周辺の有力工業村落の織工が、中産層にかなり集中していることなどから説明されるべきであろうが、それ以外の都市周辺では、周辺工業村落と一般村落の間に、階層分化の差がみられることに注目したい。

さてより注目すべき傾向は、都市自体の階層分解と周辺農村のこれの関係である。特に前者が、先の農村都市の中世都市化と関連して、重要な指標を示す。我々は第十六表からかなり下層分解の目立つケムニッツと中産層の優勢なミットヴァイダ、レンゲフェルト、チョパウ、シェレンベルグと中産層と下層と略均衡しあっているシュトルベルグ、オエデラン、フランケンベルグ、それに都市自体で下層分解がかなり進んでいるブルグシュテット、ホーエンシュタインの四つのタイプを階層分解について析出しうる。そしてこの内第四のタイプだけが、周辺の農村工業村落よりも階層分化が著しいか、略同じであった。これはこのタイプがいずれもかなり遅く都市化した農村都市で、十六世紀当時には農村工業の実質的な中心地であった為であろう。(注51)

さて第一のケムニッツは古典的中世都市として周辺一帯の農村工業地帯を従えつつ、市内においては問屋制前貸制による初期資本主義的分解によって大量の下層市民を造り出したのであるが、(十八表参照)(注52) 他の三つの型については、階層分化の程度に従い、農村都市の中世都市化の程度を確かめうる。すなわちミットヴァイダに代表される中産的市民層の優勢な都市

第 19 表

都市名	総戸数	小資産 1～100 グルデン		中資産 101～1000グルデン		大資産 1001グルデン以上	
		数	%	数	%	数	%
Torgau 旧市内	455	59	12.97	306	67.48	89	19.55
新市内	274	195	71.22	79	28.78	—	—
総計	729	254	34.66	386	53.29	89	12.05
Wittenberg	397	73	18.4	279	70.3	45	11.3
Herzberg	262	145	55.3	117	44.7	—	—
Kemberg	220	56	25.45	163	74.1	1	0.45
Jessen	225	148	55.79	47	44.21	—	—
Eilenburg	209	76	36.36	132	63.18	1	0.47
Liebenwerda	173	105	60.25	68	39.75	—	—
Prettin	128	28	21.87	99	77.36	1	0.77
Dommitzsch	128	59	46.1	69	53.9	—	—
Bitterfeld	118	71	58.47	47	41.53	—	—
Schildau	77	51	66.23	26	33.77	—	—
Schlieben	90	74	82.25	16	17.75	—	—
Wahrenbrück	58	48	82.8	10	17.2	—	—
Uebigau	71	60	84.5	11	15.5	—	—
Belgern	175	98	56.—	77	44.—	—	—

F. Stoy, Zur Bevölkerungs-und Sozialstatistik kursächsischer Kleinstädte, V.S.W.G., Bd. 28, S. 236.

は、経済的には明らかに中世都市的性格を帯びているといえよう。このことは北ザクセンの小都市についての第十九表をみても、その内繊維工業の盛んなトルガウ、ヴィッテンベルグ、アイレンブルグの三市が、同様の傾向をもつことからもしりうる。(注53) また都市制度の上からみるとミットヴァイダ、チョパウは名目も都市、実質も都市（行政権も下級裁判権も市長及び市参事会の側にある）であり、(注54) ハイニッヘンとレンゲフェルトは名目は小都市、実質は半都市（行政権は市長に、裁判権は都市領主の側にある）、(注55) シェレンベルグは名目も小都市、実質も準農村（行政権、裁判権とも都市領主の側にある）といった具合で、(注56) 必ずしも全てが中世都市的実質を備えていたとはいい難い。従って経済的な指標だけで断定するのは、無理があるが、この内ミットヴァイダ、チョパウ、ハイニッヘンについては第十五表の苦情書にもしばしば名を連ねているところからみても、また都市成立期がそろって十三世紀と早いところからみても、中世

都市的実質をいち早く備えたタイプとみてよい。この内チョパウは城塞を市内にもつ半自生型の都市であるが、他の都市はそろって純粋な自生型の都市である。なおツンフト結成はミットヴァイダ千四百四十九年、ハイニッヘン千五百四年以前、チョパウ千五百二十八年以前である。(注57)

第三の型はフランケンベルグ、オエデラン、シュトルベルグであるが、特に前二者が代表的であろう。すなわちこれらの都市は、経済的には中産層と下層が略均衡しあっており、中世都市的実質に達する過渡期にあるといわねばならない。北ザクセンの都市でいえばイエッセンであろうが、制度的にはフランケンベルグ、オエデランは名目は前者が小都市、後者は都市、実質は都市（行政権、裁判権とも市民の側にある）、シュトルベルグは名目は小都市、実質は半都市であった。(注58) このように先の型と同様、経済的な指標と制度的指標とは必ずしも合わないが、時代的には都市化の時期が夫々十五世紀末、十六世紀、十四世紀半と先の型より後であって、それだけ急速に中世都市的実質を獲得したともいえるのである。ツンフトの結成は千四百六十三年、千四百九十二年、千五百六十一年であって、前二者は都市化する前後にすでにツンフト結成をみている。(注59) 従って制度的には中世都市であるとはいえ前二者については、農村都市の中世都市への急速な上昇過程にあるとみるべきであろう。なおシュトルベルグについては、ツンフト結成の時期や制度の面から判るように、中世都市への上昇過程は、前二者に比べ、はるかに緩慢であり、むしろ第三の型と共に農村工業の中心地としての実質を持ち続けていたといえよう。(注60)

さて最後の型であるが、これはブルグシュテットとホーエンシュタインである。これらは前の型と略相前後して都市化したとはいえ、経済的にみても下層市民が多く、制度的にも名目上は小都市、実質的には農村であって、農村工業の中心地という性格から一歩も出ていなかったといってよい。(注61) ツンフト結成はブルグシュテットの方は千五百十二年であるが、ホーエンシュタインの方は不明である。(注62) ホーエンシュタインの方は、五十人もの麻織工が村内に存在したオーバー・ルングヴィッツ村の農地に建設されたもので、十七世紀の末には新しく別の市場定住が近くにつくられ、十九世紀に合同しているし、(注63) ブルグシュテットの方もケムニッツにしばしば農村商人を訪問させるほどの工業村落であったブルケルスドルフの農地に発生した都市であった。(注64) 北ザクセンではビッターフェルトが、この類型にあたる。

以上我々は階層分化を手懸りとしつつ、農村工業の中心地であった都市について、農村工業の中心地としての実質に近い第四の型から、急速に中世都市化したとはいうものの、実質においてまだ中間的位置にある第三の型、名実共に中世都市となった農村都市の第二の型といった中世都市への上昇過程をみることが出来た。勿論この分類には制度上の問題によって複雑さが加わり、必ずしも明白でないもの、また中間的な型等を含むが、大まかにいうと以上のような上昇過程をみうる。ところで先の農村工業への敵対的行動を執拗にとったものをみると第二の型は勿論、第三の中間型のものが、見出され、これに対して第四の型が全然見当らないことに気付く。特に第三の中世都市への実質的上昇過程にある農村都市の農村工業への敵対的態度の強さは、その都市のおかれている都市―農村関係成立の過渡期という歴史的事情によるものであろう。すなわちオエデランは前後六回の苦情書の提出、フランケンベルグの方は三回だが、先にものべたように農村工業への暴力的行動をとっている。(注65) このような農村都市群の中での第二、第三の型の都市の農村工業への敵対に対し、第四の型及び第三の型の内、例外的に中世都市化の過程が緩慢であったシュトルベルグは、苦情書に一度も名を連ねず、農村工業への同情的態度が暗黙の内に窺われる。この内ブルグシュテット、ホーエンシュタインは先にものべたように実質的な農村工業中心地にあったことからも、このことは理解されうるが、かなり早く都市化した自生型小都市シュトルベルグも、鉱山都市や金属加工業との隣接という有利な市場条件の下で長く農村工業の中心地としての実質を保持し続けたのではないかと思われる。(注66) なおクンツェはこの他第二型のレンゲフェルトもシュトルベルグと並ぶ山岳地帯の盛んな麻織物業の中心地としている。なおシュトルベルグについては、千五百五十三年のケムニッツ麻織工の苦情の中で「ハインリッヒ・フォン・シェレンベルグの領地のあるシュトルベルグ地方の競争によって、ケムニッツ漂白所は特別の損害を蒙っている。そこにはツンフトがなく、或る者

第 20 表

都市名	都市自体の階級分化				周辺農村工業村落の分化				周辺一般村落の分化			
	BM	Gtn	Hsl	Iw	BM	Gtn	Hsl	Iw	BM	Gtn	Hsl	Iw
Schwarzenberg	55		29	52 36	146	2	61	151 106	63		3	32 22
	45.9%		24.1%	30%	46.3%	20%		33.7%	71.6%		3.4%	25%
Aue	26		19	27 19	80	39	59	54 38	86		24	66 46
	40.6%		29.7%	29.7%	37%	45.8%		17.2%	55.1%		15.4%	29.5%
Eibenstock	40		54	38 27	68		28	19 13	2		3	3 2
	33.1%		44.6%	22.3%	62.4%		25.7%	11.9%	28.6%		42.8%	28.6%

K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, Bd. 3 と R. Forberger Die Manufaktur in Sachsen. より作成。

第 21 表

都市名	都市自体の階級分化				周辺農村の階級分化			
	BM	Gtn	Hsl	Iw	BM	Gtn	Hsl	Iw
Riesa	33	12			645	2	19	723 506
	73.3%	26.7%			55.1%	1.6%		43.3%
Markranstädt	60		35		250	3	8	16 11
	63.2%		36.8%		91.9%	4.05%		4.05%
Nossen	34		23	52 36	319			373 261
	36.6%		24.7%	38.7%	55%			45%

K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, Bd. 1, 2 より作成。
但し　BM＝フーヘ農民もしくは家持市民
Gtn＝菜園所有農
Hsl＝小屋住農
Iw ＝同居人

は他人から仕事を習い、特に麻糸が買占められ、染色用織物に加工されている」とのべられている。(注67) このシュトルベルグ地方は、金属工業の盛んなツヴィカウ地区と共に西ザクセンの中では例外的に農民戦争に積極的に参加した地方であったことも興味深い。(注68)

かくしてケムニッツ市を取り巻く周辺農村工業都市群は、非常に複雑な様相を示しつつも、その中に中世都市化の上昇過程と、さらにこの上昇の程度の差異に表現される中世都市と近世都市の対抗関係を内包しているといわねばならない。

さて以上ザクセン地方の局地間分業の一方の軸となる農村麻織物業について農村都市の中世都市化の実態をみてきたが、金属工業や純農業地帯について詳しく分析はなしえない。ただ第二十表をみると、金属工業の中心地シュヴァルツェンベルグ地域において、中世都市の性格の濃いシュヴァルツェンベルグでは、中産市民層の優勢が、目立っており、農村からの市場町であるアウやアイベンシュトックとの対照を、おぼろげながら示している。(注69) ここに先に指摘したこの地域の市場構造の矛盾した構造（求心性と遠心性）を垣間見ることが出来る。ただここでは農村都市の中世都市化という現象は、繊維工業ほど明白な形をとってあらわれないが、これは金属工業が封建制度の比較的弱い森林地帯で盛んなことと共に、金属加工業に与えられた市場条件（国内、国際の不均等な条件に余り関係なく、地域内の地道な需要の増進や、この地域が、いわゆる局地間分業の混在地点であること）によるところが大きく、他のドイツでも金属工業の場合繊維工業に比して、農村都市の化石化現象は少いといえよう。けれどもこの条件の欠けている前節で紹介したヘッセンのオーバー・ウルセル等の金属工業農村都市では、矢張りツンフトに結集した都市工業者の農村工業への規制が、みられるのである。(注70)

また純農業地帯の農村都市についての第二十一表をみると、ここにも中産層の優越した都市と下層市民の優越した都市とを発見するが、(注71) これは、北ザクセンの第十九表を参照すると、そのような両極端のタイプの間に中間的な型がみられることが判る。（先の繊維工業都市以外の都市の内、ケムベルグ、プレティンの二つが、中産層の優越した型、ドミッチュとベルゲルンが中間的な型、シルダウを始めとする残りの五都市が小資産層の優越した型。なお前節十四表を参照。）そして我らは再びヘッセンの純農村市場町フングシュタットが、都市に集中する製粉水車の強制使用を周辺の農村一帯に実現していたことを想い起し、このような純農業地帯にも農村都市の中世都市化現象が起りうることを知るのであるが、(注72) 市場、分業条件の極端な不均等発展のみられぬ地域では、農業地域の農村都市は、いわゆる農耕市民都市として、周辺農村に半ば埋没した存在となってしまうのである。

このように農村都市発生の契機となった局地間分業の種類に応じて、農村都市の化石化現象も多様な形をとるが、我々は

次節で、この化石化現象の原因をまとめて考察してみたい。

注（1） G. Heitz, Ländliche Leinenproduktion in Sachsen (1470—1555), 1961, S. 16, 21; A. Kunze, Der Frühkapitalismus in Chemnitz, 1958, S. 30; H. Helbig, Quellen zur älteren Wirtschaftsgeschichte, Bd. 4, Nr. 292, 293, 294, SS. 14—20.

（2） A. Kunze, ibid., SS. 31—37.

（3） G. Heitz, a. a. O., S. 21, 23; A. Kunze, ibid., S. 12; H. Helbig, a. a. O., Nr. 293, S. 18.

（4） H. Stoob, Minderstädte. Formen der Stadtentstehung im Spätmittelalter, V.S.W.G., Bd. 46, 1959, SS. 1—28; R. Gradmann, Die städtischen Siedlungen, 1914, SS. 150—163.

（5） 大塚久雄「資本主義社会の形成」（）社会科学講座六所収、同氏「欧州経済史」百四十九頁。その他本稿第一節注（17）の文献参照。

（6） A. Kunze, a. a. O., S. 30; G. Heitz, a. a. O., S. 21; H. Helbig, a. a. O., Nr. 292, 293, 294, SS. 14—20; K. Blaschke, Ortsverzeichnis von Sachsen, Bd. 2, 3.

（7） G. Heitz, a. a. O., SS. 24—28, 77—107.

（8） G. Heitz, ibid., S. 97, Tabelle 14.

（9） K. Blaschke, a. a. O., Bd. 2, S. 126.

（10） Ibid., SS. 30—31.

（11） Ibid., Bd. 3, S. 36.

（12） Ibid., S. 30.

（13） Ibid., S. 34.

（14） 本稿第四節五十頁、本誌八月号。フランケンベルグは周辺に一村内の麻織工が五人の村二、四人の村三、三人の村三、オェデランは八人の村六、六人の村十五、四人の村一、三人の村一である。

（15） A. Kunze, Das oberdeutsche Handelskapital und die sächsische Leinwand in 16. Jht. in Meissnische-Sächsische Forschungen, 1929, S. 115; G. Heitz, Die Entwicklung der ländlichen Leinenproduktion Sachsens in der ersten Hälfte des 16. Jahrhunderts, S. 10 f; K. Blaschke, a. a. O., Bd. 2, S. 6.

（16） G. Heitz, ibid., S. 10 f.

（17） 小売商人は、より広い局地間市場の流通担当者として、染色業者は、独占的漂白所の媒介を必要としないで周辺農村と分業関係を成立させる者として、注目すべきである。但し後者は農村内での染色業者とは対立する要素をもつ。

（18） G. Heitz, Ländliche Leinenproduktion, SS. 110—111.

（19） Ibid., SS. 111—113. 大塚久雄「欧州経済史」百四十一—百五十五頁。

（20） G. Heitz, ibid., S. 111—112; A. Kunze, a. a. O., SS. 89—96.

（21） G. Heitz, ibid., SS. 79—96.

（22） A. Kunze, a. a. O., S. 16, 76; G. Heitz, ibid., S. 25, 27, 35, 98. 松尾展成「ツンフト的営業独占の再編成」土地制度史学十七号三十七頁—三十八頁。

（23） G. Heitz, a. a. O., SS. 25—28.

（24） Ibid., S. 84.

（25） A. Kunze, a. a. O., S. 16, 76. 松尾氏論文三十八頁—三十九頁。諸田実「ドイツ農村工業の展開—ザクセン麻織物業を中心に—」商学論集二十九巻三号三十二—三十三頁。

（26） 松尾氏論文三十八頁。

（27） G. Heitz, a. a. O., S. 83.

（28） G. Heitz, ibid., S. 79.

（29） G. Heitz, ibid., S. 82.

（30） Ibid., S. 84 f.

（31） Ibid., S. 83.

（32） Ibid., SS. 85—96.

（33） Ibid., SS. 84—85, S. 87.

（34） Ibid., S. 85.

（35） Ibid., SS. 38—95.

（36） Ibid., SS. 99—101, 110—113. 拙稿「ドイツ農民戦争の歴史的意義」本誌五十巻三号、六号、十二号、五十一巻六号参照。

（37） Ibid., SS. 99—100.

（38） K. Blaschke, Das Bauernlegen in Sachsen, V.S.W.G., Bd. 42, 1955, SS. 97—116.

（39） A. Kunze, a. a. O., SS. 81—113. 松尾氏論文三十二頁。

(40) G. Heitz, a. a. O., SS. 110—112; A. Kunze, ibid., SS. 89—91, 96.

(41) Fridolin Furger, Zum Verlagssystem als Organisationsform des Frühkapitalismus im Textilgewerbe, 1927, SS. 44—46, 61—64; F. Lütge, Die wirtschaftliche Lage Deutschlands vor Ausbruch des Dreißigjährigen Krieges, J.F.N.S., Bd. 170, 1958, SS. 80—84.

(42) F. Lütge, ibid., S. 82 f; A. Kunze, a. a. O., S. 91.

(43) A. Kunze, ibid., S. 86 f.

(44) 上ラウズイッツの繊維工業都市はゾウンヒン、ゲルリッツ、ツイタウ、ラウバウ、カメンツ、ロバウの六都市であるが、この内不明のラウバウを除き五都市とも十三世紀以前に建設された古典的中世都市である。

(45) A. Kunze, SS. 94—98.

(46) R. Forberger, Die Manufaktur in Sachsen vom Ende des 16. bis zum Anfang 19. Jahrhunderts, 1958, SS. 153—177, 265—271.

(47) K. Blaschke, a. a. O., Bd. 2, 3; G. Heitz, a. a. O., SS. 34—35. Tabelle 3, 4.

(48) K. Blaschke, Soziale Gliederung und Entwicklung der sächsischen Landbevölkerung im 16. bis 18. Jahrhundert, Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie, 1956, Heft 2, SS. 144—155.

(49) G. Heitz, a. a. O., S. 51, Tabelle 9 f.

(50) A. Kunze, a. a. O., S. 69.

(51) Ibid., S. 32, 128; G. Heitz, a. a. O., S. 35.

(52) A. Kunze, ibid., SS. 68—69, 101—112.

(53) F. Stoy, Zur Bevölkerungs-und Sozialstatistik kursächsischer Kleinstädte im Zeitalter der Reformation, V. S. W. G., Bd. 28, S. 236, Tabelle 4; R. Forberger, a. a. O., S. 44, 48, 53.

(54) K. Blaschke, a. a. O., Bd. 2, S. 126, Bd. 3, S. 36.

(55) Ibid., Bd. 2, SS. 30—31, Bd. 3, S. 60.

(56) Ibid., Bd. 3, S. 28.

(57) 松尾氏論文三十七頁。

(58) F. Stoy, a. a. O., S. 236; K. Blaschke, a. a. O., Bd. 3, S. 30, 34, 26 f.

(59) A. Kunze, a. a. O., S. 16. 松尾氏論文三十七頁。

(60) G. Heitz, Die Entwicklung～, S. 10 f; A. Kunze, a. a. O., SS. 99—100.

(61) K. Blaschke, a. a. O., Bd. 2, SS. 118—119, S. 51.

(62) 松尾氏論文三十七頁。

(63) K. Blaschke, a. a. O., Bd. 3, S. 49, 50.

(64) A. Kunze, a. a. O., S. 32, 128; K. Blaschke, ibid., Bd. 2, S. 119.

(65) G. Heitz, Ländlichen Leinenproduktion～, S. 85.

(66) A. Kunze, a. a. O., SS. 99—100.

(67) G. Heitz, Die Entwicklung～, S. 10.

(68) G. Heitz, Ländlichen Leinenproduktion, S. 100.

(69) K. Blaschke, a. a. O., Bd. 3, SS. 93—101; R. Forberger, Die Manufaktur～, 附表、本稿第四節の第二図参照。

(70) Hans Schubert, Geschichte der Nassauischen Eisenindustrie, 1937, S. 125. この純農村工業都市では毛織物ツンフトと共に千四百六十四年には、ペン屋と鍛冶屋の合同ツンフト条例をつくり、都市市場での非ツンフト成員の製品販売の制限を試みている。

(71) K. Blaschke, a. a. O., Bd. 1, SS. 42—103, Bd. 2, SS. 1—23, 75—95.

(72) E. Keyser, Hessisches Städtebuch, 1957, S. 364. この農村都市は千五百七十年、十の製粉水車をもっていたが、周辺農村に対してこの水車の使用強制権をえていた。

第六節　農村的小都市の化石化現象の原因究明
——結語にかえて——

さて農村都市の中世都市化をひきおこす条件として、まず指摘されるのは、農村における封建制度の未解体、若しくは強化の事実である。我々は先にブランデンブルクのザクセン地方における直営地拡大のための農地収用 Bauernlegen の研究を紹介したが、彼の主張するように、程度は僅かであっても、この地方においても封建支配の核が強められようとしたのであって、ここに西ドイツにおける封建反動の物質的基盤の一つを見出し(注1)うる。元来東ドイツのグーツヘルシャフトに対して、中世末

期から近世初期の西ドイツの封建体制を純粋荘園制もしくは地代荘園制と特徴づけることには、一定の留保条件があるのである。すなわち地代収取を主目的とする西ドイツの封建領主の支配体制はその最も下部の農民もしくは農村との接点においては、ブルクやマイヤー・ホーフ等の領主やその代理人の居所を封建支配の中核として残存せしめているのであって、そこには領主の館のみならず、或る程度の直営地や附属地が存在し、すでに封建支配の最有効手段たる裁判権までもが、これに属しているのである。(注2) このような封建支配の中核の残存を、ベロウやリュトゲは、封建制度の化石化した形態と名付けたが、西ドイツの地代荘園制はこの種の化石化グルントヘルシャフトによって始めて有効な制度でありえたのである。(注3)

ザクセン地方も、西ドイツの一地方としてこのような封建支配の構造を特徴としていたのであるが、農民戦争の敗北というすぐれて政治史的事実や、穀物価格上昇による穀物直営地生産の有利化という経済的事実と共に、この封建支配の基礎構造の拡大、強化が志向されたのである。(注4) この試みは、ブラシュケによれば、既存の騎士農場の農民保有地の犠牲に基く拡大、農民保有地における全く新しい騎士農場の設立、全農村の耕地が騎士農場設立もしくは拡大の為に使用されるという三つの主要な様式において行われたのであるが、(注5) 地域的には第一形態が、主にフライベルグからドレスデンにかけての一帯、第二形態がエルツ山地地帯寄りの一帯、第三形態はボルナ、ライプツィヒ、オシャッツ、グローセンハインにかけての北西ザクセンの一帯に区分されるが（前節第一図参照）、さしあたって我々の関心をひくのは、エルツ山地地帯の状態である。(注6) 農村工業の盛んなこの地域において農民保有地の犠牲による騎士農場の新設が有力であったことは、注目に価いする。事実ブラシュケの史料に照らして、村落内の麻織工が三名以上のこの地方の村落について調べてみると、麻織工八名以上の工業村落では十九ヶ村の内、騎士農場の新設と覚しきもの四ヶ村、既存の領主直営地の拡大が二ヶ村で、この内四ヶ村迄が、麻織工十六人以上の大工業村落であった。(注7)

また一村内麻織工四名～六名の村落でも、二十九ヶ村の内、五ヶ村（内一ヶ村は単なる直営地 Vorwerk の新設）が新設、五ヶ村が既存の直営地に基く騎士農場の成立をみている。村内麻織工が三名の村落でも二十七ヶ村の内、七ヶ村が新設（上二ヶ村は直営地）二ヶ村が既存の直営地に基く騎士農場の設立をみている。(注8)

これらの騎士農場の成立は、第三節の第七表で示したように、十六・七世紀に集中しており、農村都市の中世都市化とこれに基く農村工業の問屋制前貸制度への包摂の時期と略一致している。(注9) そして封建支配の中核としての直営地経営の拡大・強化は、封建領主による村落支配の強化を伴い（家父長制的村落支配）、これによって中世末期に解体の危機にさらされていた地代荘園制を立て直し、農民経営のそれ以上の前進を阻むのに、大いに役立ったのであるが、(注10) かかる間接的効果以上に農村工業の前進をチェックし、従って農村都市の化石化状況をひきおこしたのは、領主直営地の拡大に基く領主の労働力確保の必要性の増大であろう。すなわち領主は労働力確保のために「僕婢強制」 Gesindezwang を実施するのであるが、これには、農民の子弟を数年間優先的に賃金を出して傭う権利を始め、農民の意志を無視して賃金を出し傭う強制及び労働提供の義務の三種類があった。(注11) また労働力不足に伴う封建領主の労働力確保の動きは、すでに十四世紀の黒死病の時代から始まるが、特に十五世紀以降ラントの条例をもって出稼労働の禁止が、度々行われるようになり、十六世紀以降特に十七世紀に本格化するのである。(注12) ところでこのような「僕婢強制」に集中的に示される領主の労働力確保は、特に農村内

第 22 表

所領名	村数	納税者	近親者の同居人	よそ者の同居人	地の有住居人村に同	僕婢	地の者土ない同居人僕婢
Lichtenwalde	13	293	244	220	4	210	678
Scharfenstein	12	245	107	75	16	186	384
Sachsenberg	13	216	82	201	26	249	558
Oberschöna	6	113	79	32	12	55	178
v. Schönberg	3	95	49	55	2	41	147
v. Ende	3	98	89	68	3	74	234
Nd. Lauterstein	16	202	1	165	8	94	268
Ob. Lauterstein	14	179	38	126	5	73	242
Insgesamt	80	1436	689	942	76	982	2689

G. Heitz, Ländliche Leinenproduktion in Sachsen, S. 46.

部で内外からの労働力要員として重大な役割を果していた同居人 Hausgenossen, Inwohner を対象とするものであった。(注13) これらの同居人の内には、本来の僕婢外に、農業経営から大なり小なり解放されている様々な系譜の人々が存在していることは、第二十二表をみれば明らかである。(注14) しかもこれらの人々が、農業労働者としても重要であると共に、農村工業の重要な担い手でもあることは十七表に示されている通りである。(注15) つまり農村麻織工の絶対数では最大、相対的比率においては二番目の数の人々が、この層には存在しているのであるが、この層の領主直営地労働力への再編成をねらった僕婢強制は、農民の農業生産のみならず、封建農村を内部から破壊して行く上で大きな役割を果すべき農村工業の進展には大きなマイナスとなったのである。(注16) つまり農民層の自立化を背景に、農民的商品生産の前進の結果としてうまれてきた、土地から解放されかけた自由な労働力は、直営地拡大（騎士農場の成立）に基く労働力確保のために自由通行に制限を加えられ、一片の土地にしがみつく封建的労働者乃至は農奴に転化して行ったのである。(注17) そしてこのような農民の最下層の領主層による把握は、より安定した農業生産及び工業生産を行っていた農民層、特に同居人を主に雇傭していた中位の農民にも大きな制約を加え、かくして村落支配の強化と相まって、独立自営農民層の、歪められた、停滞的成長のタイプが一般的となるのである。(注18)

さてこのような農村内部における封建制度の化石化状況は、農村の内部から局地間分業の結節点として成立してきた農村都市の化石化状況成立の基本条件であるが、その場合の化石化状況とは、先に分析した農村都市の中世都市化という事実以外に、他の農村都市の経済的、法制的発達未熟までを含む、広範かつ複雑な状況なのである。つまり封建制度の内部構造が、停滞的にしか解体の方向へと進展しない場合においては、都市市民にとって、中世都市的な自治や経済政策の特権においてのみ、自己の安定した地位を確保しうるのであって、このような特権を与えられぬ農村都市は、先に考察したような中世都市的分業、市場体制への対抗的要素を内包しつつも、その要素を拡大発展せしめることに重大な制限が加えられるのである。(注19) こうして農村内部の封建制度の未解体は、本来封建制度に解体的に作用すべき農村都市をして、中世都市的特権獲得

第　23　表

都市名	都市形態から見た都市発生のタイプ	グルントヘル（裁判領主権も含む）	騎士農場もしくは直営地の成立	城塞の設立
Mittweida	自生型	1400年　市参事会		
Hainichen	自生型	1551年　Oberschöna の騎士領	1764年　直営地	
Lengefeld	自生型	1551年　Rauenstein 騎士領 1590年市参事会へ		
Zschopau	半自生型	1551年　ランデスヘル所属		
Schellenberg	計画型	1551年　ランデスヘル所属		
Frankenberg	自生型	1551年　Sachsenburg 騎士領と市参事会分有	1553年　騎士農場	建設時不明 1568—72 年建設
Oederan	半自生型	1551年　ランデスヘル所属 1590年市参事会へ		
Burgstädt	自生型	1551年　ランデスヘル所属		
Hohenstein	計画型			
Stollberg	自生型	1552年　Stollberg 騎士領	1552年　騎士農場	都市からはなれて城有り 1414年
Schwarzenberg	計画型	1551年　ランデスヘル所属		
Aue	自生型	1536年　ランデスヘル所属		
Eibenstock	自生型	1550年　ランデスヘル所属の村		
Riesa	自生型	1606年　Riesa 騎士領	1606年　騎士農場	
Mark Ranstädt	自生型	1590年　市参事会		
Rötha	半自生型	1551年　Rötha 騎士領	1551年　騎士農場	1350年
Nossen	半自生型	1552年　Altzelle 修道院	1437年　直営地	1289年

K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, Bd. 1—3 より作成。

の方向へと向かわせ、中世都市と近世都市の分業、市場関係の対抗的性格を、中世都市の優位という倒錯した形において、ぼかしてしまうのである。

この逆に封建制度の内部構造の解体が著しいか、本来非封建的な性格が強い場所においては、農村からの自生的な市場は、中世都市的な特権への志向をあまりもたず、むしろ農村市場や市場町の形で、新しい経済関係の形成をみて行くことになり、中世都市に対する対抗関係も明白にあらわれてくるのである。[注20] ザクセンについていえば、ブラシュケの研究で、先の直営地経営の騎士農場という形の拡大が、殆どみられぬ地域が、アンナベルグからツヴィカウにかけてのエルツ山地地帯であるが、この間にこそ、シュヴァルツェンベルグとアウ、アイベンシュトックの両極を中心とする金属工業地帯があったことは興味深い事実である。つまり金属加工業としての技術的、市場的条件と共にこの地域においては、かなりはっきりと中世都市的市場体制と近世都市的市場体制の対抗がみられることの背後には、封建反動の最も少なかったという事情もあげられるのではないか。[注21] また山岳地帯の繊維工業都市が、農村工業への中世都市的対抗に全く参加せず、ケムニッツの市場体制に対抗するかなり独自の市場体制をつくりあげていたのも、局地問分業の混在（特に繊維工業と金属工業との）と共に、この地域の封建制の内部構造の特殊性を反映しているといえよう。[注22] この地域において南ドイツの先進地域より波及した農民一撥の波が、唯一の激しい反応を示したことも、地域封建制の内部構造が農民にとって有利であったことの証明となろう。[注23] 勿論ザクセンの場合には第五表、第二十三表にみられるように、農村都市群の中に中世都市的なものと、発育不全の純農村的なものの両方が特徴的であり、先にのべたような農村よりの自生型市場定住の純粋な成長はこれらの地域においてすら行われ難かったといえよう。特に第五表において農村市場町と農村小都市の大部分が、発育不全型に留まっていること、[注24] また二十三表において、我々が今まで考察した農村都市の中に、都市近辺に、都市領主の直営地、騎士農場が成立している諸都市が六つもあること、さらに都市領主の城塞の建設が、十六世紀当時にみられたものも一つ、その他以前よりの城塞もしくは領主の館の存在するもの五つであること等の諸事実に、ザクセン地方の農村都市の封建領主による体制内包摂をよみとることが出来る。[注25] つまり封建的反動は、農村にだけではなく、この中から自生的に成長してきた農村都市に対しても様々の形で志向されたのであり、これらの都市の化石化状況を造り出すのに大きな影響があったとみるべきであろう。

ところで一部農村都市の中世都市への上昇と、他の部分の都市領主への強い従属という化石化現象は、以上にのべた基本的封建支配の関係における領主の相対的優位さに有力原因があると共に、この基本関係の土台の上に成り立つ封建的権力の内部構造にも、原因の一半があるといわなくてはならない。周知のようにドイツにおける封建権力は、英国やフランスのような中央集権体制を形成せず、分国制度 Partikularismus、領邦国家制度 Territorium といった表現でよばれる分散権力体制を特徴としていた。[注26] ドイツにおける中央集権権力＝王権の弱体化は、様々の歴史的事情によるのであるが、[注27] そこで成立してくる領邦国家権力とは、分散的な封建貴族の政治権力＝階層制を基盤として、王権に代って地方的な範囲で政治権力の集中をみたものであって、分散の中の集中ともいわれる所以である。しかもこのような地方的範囲の権力の集中自体が、非常に不十分なものであって、十六世紀当時全ドイツに凡そ三百五十の大小の分国が存在していたのである。[注28] ザクセン地方についていえば、この地方はランデスヘルであるザクセン選帝侯国の権力の集中が、比較的強力であったが、十五世紀に二つの中心をもつ分国体制に変質し、後にはその中心は二つ以上になった。[注29] このためこの地方では西南ドイツのような極端な権力の分散はみられなかったとはいえ、領邦権力の分割の下で、或る程度の封建貴族の小分国体制も可能であった。今中部ザクセンのマイセン地域について第四図と第五図をみると、封建権力構造の複雑さが、よく理解できよう。[注30] すなわち第四図において我々はザクセン侯家に属する村々 Amtsdörfer が、かなり多いのと共に、これに属さぬ村々 Amtsfremde Dörfer の数も相当あり、これが、全地域にわたって分散していることが判る。さらに第五図によれば侯爵家に属する村々の中には、下級貴族である騎士の所領に属するものが、存在しており、その内上級裁判権まで騎士が行使しうるもの三十三、上級裁判権

をランデスヘルに把握されているもの二十一を数えている。[注31] これらはいずれも三ヶ村から五ヶ村位の小範囲の村落支配を許されている。特に上級裁判権まで行使しうる騎士領こそ、分国体制の最小単位の極小国ともいうべきものである。[注32]

ところでこのような分散権力構造が、農村都市の化石化現象にどのような影響を及ぼしたかといえば、その影響はグラッドマンやシュトープのいうように、まず大小の分国領主による過度の都市建設競争という形であらわれる。グラッドマンは、封建権力の分散が、最も著しい西南ドイツ、特にその中心地域ヴュルテムベルグについて、中世後期に発生した人口五千人以下の極小、最小の都市が、多数の封建貴族の手による意識的建設の結果であるとしている。[注33] このことは、封建権力の分散が少ない南ドイツ最大のランデスヘルシャフトのバイエルン侯国において、逆に極小、最小都市が少なく、これに代って市場町が存在しているという事実と比較してみると、より明白になるのである。[注34] またシュトープは、極く最近の中世後期の小都市研究の中で Weichbild, Tal, Freiheit, Markt 等々と様々な呼称でよばれる都市的定住に注目し、それが農村より自生的に発生した市場町 Flecken とは異なり、法制的には、かなり都市的内容の強いものであることから、これらの小都市的定住が、ランデスヘルの意識的建設によるものであるとするのである。[注35] シュトープは、このような無政府的都市建設の原因として、王権の弱体化と領邦権力の分散という歴史的事情の下で、領邦君主が、古典的中世都市を自己の権力体制に十分組み入れることが出来ず、中世後期の小都市的定住の建設によって自己の権力支柱を新たに作り出さんとしたことにあるというのである。[注36] このようにグラッドマン、シュトープのいずれもが、封建権力の分散こそ、中世後期の小都市群を発生せしめた契機であるとしているが、グラッドマンがこの他に農業生産力の増進と農村内の社会的分業の多様な展開をも、この時期の小都市群発生の契機としているのに対して、シュトープは専ら封建権力の分散という政治史的事実に唯一の契機を見出している。我々はすでに、第一節、第二節においてザクセンでは農村的市場町以外に、中世後期に尨大な小都市群が発生していることを、統計的に確かめたが、この小都市群の中にはシュトープのいう領主による意識的建設を想わしめる計画的

第四図

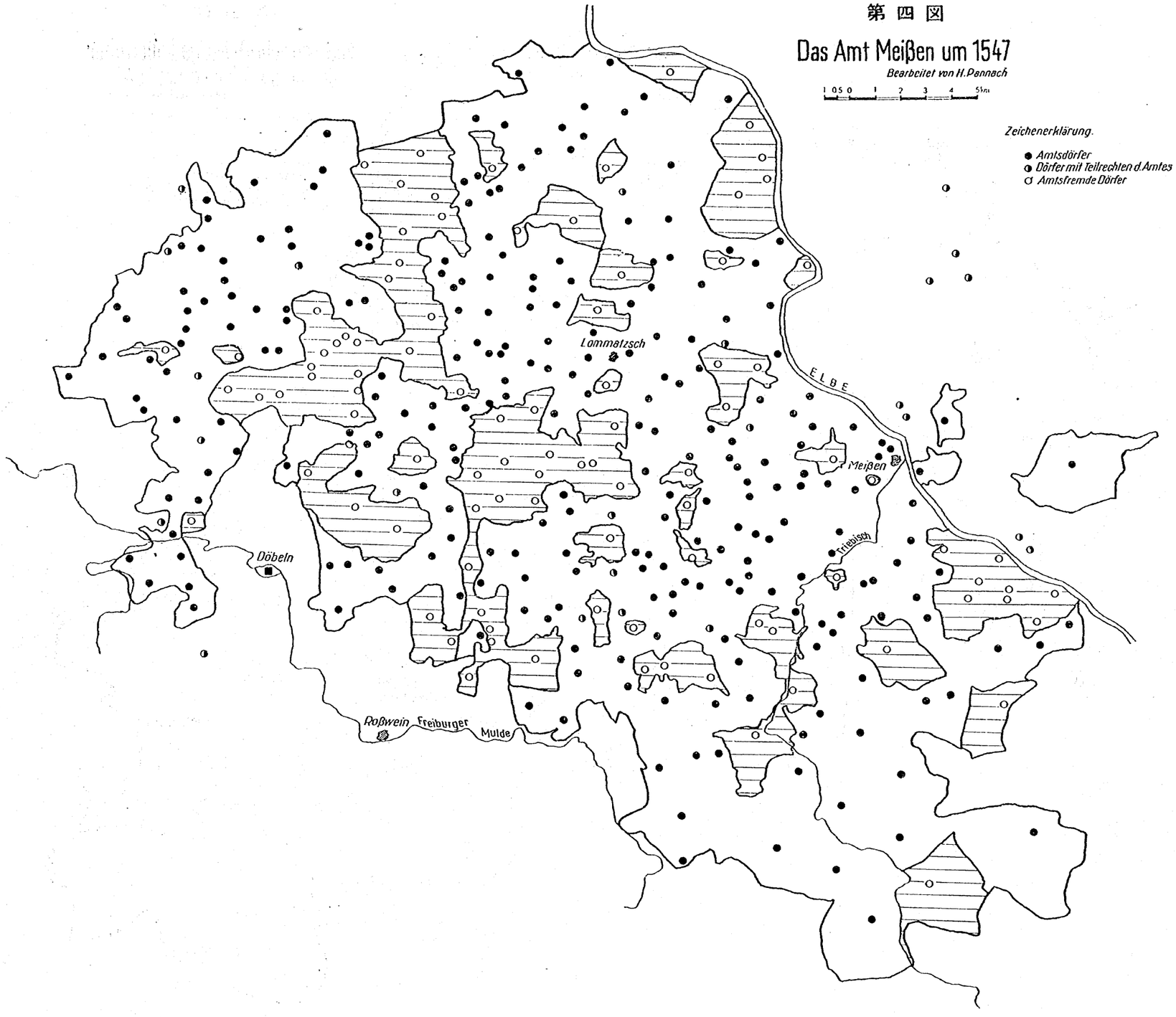
Das Amt Meißen um 1547
Bearbeitet von H. Pennach
1 0.5 0 1 2 3 4 5km
Zeichenerklärung.
Amtsdörfer
Dörfer mit Teilrechten d. Amtes
Amtsfremde Dörfer
Lommatzsch
ELBE
Meißen
Triebisch
Döbeln
Roßwein
Freiburger
Mulde

第五図

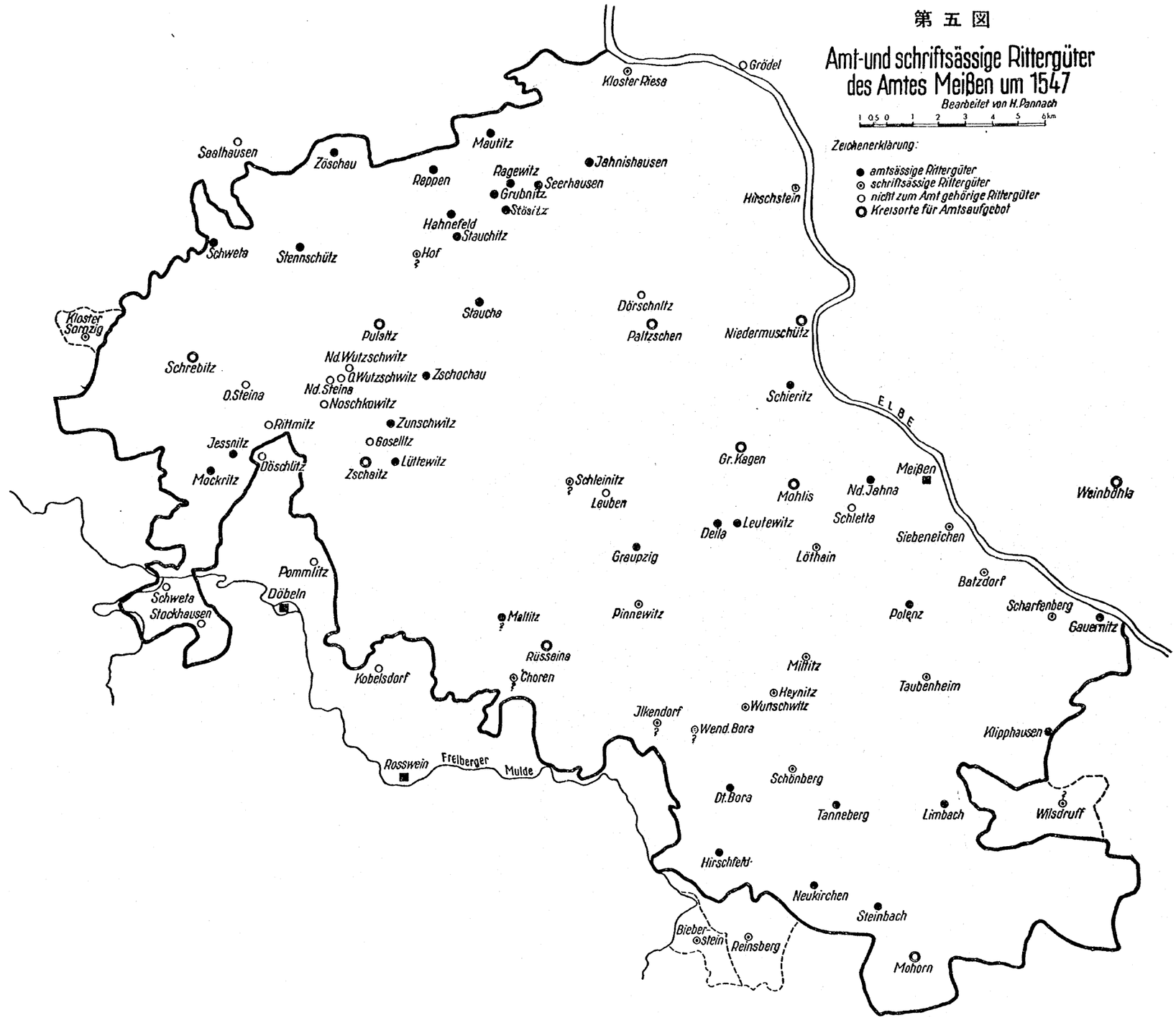
Amt-und schriftsässige Rittergüter
des Amtes Meißen um 1547
Bearbeitet von H. Pannach
1 0,5 0 1 2 3 4 5 6km
Zeichenerklärung:
amtsässige Rittergüter
schriftsässige Rittergüter
nicht zum Amt gehörige Rittergüter
Kreisorte für Amtsaufgebot
Kloster Riesa
Grödel
Mautitz
Jahnishausen
Seelhausen
Zöschau
Reppen
Ragewitz
Seerhausen
Grubnitz
Stösitz
Hirschstein
Hahnefeld
Stauchitz
Schweta
Stennschütz
Hof
Kloster Sorgzig
Staucha
Dörschnitz
Paltzschen
Niedermuschütz
Pulsitz
Nd. Wutzschwitz
O. Wutzschwitz
Zschochau
Schrebitz
O. Steina
Nd. Steina
Noschkowitz
Schieritz
ELBE
Rittmitz
Zunschwitz
Jessnitz
Goselitz
Döschütz
Lüttewitz
Zscheitz
Mockritz
Gr. Kagen
Meißen
Schleinitz
Leuben
Mohlis
Nd. Jahna
Weinböhla
Deila
Leutewitz
Schletta
Siebeneichen
Graupzig
Löthain
Batzdorf
Pommlitz
Döbeln
Schweta
Stockhausen
Mallitz
Pinnewitz
Polenz
Scharfenberg
Gauernitz
Rüsseina
Kobelsdorf
Choren
Miltitz
Taubenheim
Heynitz
Wunschwitz
Jlkendorf
Wend. Bora
Klipphausen
Rosswein
Freiberger
Mulde
Schönberg
Dt. Bora
Tanneberg
Limbach
Wilsdruff
Hirschfeld
Neukirchen
Steinbach
Bieberstein
Reinsberg
Mohorn

第 24 表

都市の種類 / グルントヘルの所属 / 地域	都市			小都市			市場町		
	市参事会	ランデスヘル	騎士領	市参事会	ランデスヘル	騎士領	市参事会	ランデスヘル	騎士領
Mittel Sachsen	7	3	1	4	11	9	0	1	2
Erzgebirge	12	3	1	11	8	9	0	2	5
Nordwest Sachsen	14	1	0	3	6	11	0	0	3
計	33	7	2	18	25	29	0	3	10

K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, Bd. 1～3 より作成。

都市形態の小都市と、農村よりの自生を想わしめる村落形態の持続する小都市の両方が略均衡しあって存在していることも発見した。従ってそこからランデスヘルを頂点とする大小の封建貴族による都市建設競争を推定しうるのであるが、それは計画型小都市の建設のみならず、農村内部から自生的に成立してきた小農村都市の上からの把握という極点にまで到るのである。先のグラッドマンの主張は、どちらかといえば、中世後期の小都市群を封建領主の意識的建設の産物としてのみ把握しようとする傾きをもつが、同時に先にあげた農村内部よりの都市発生の契機を始め、農村からの自生的に成立してくる都市の存在をも承認しているのであり、封建権力の分散性は、農村都市の上からの把握をもひきおこすのである。(注37)

我々はザクセンにおける分散封建権力の、上からの都市建設もしくは都市把握の実態を第二十三表と第二十四表から不十分ながら調べることが出来る。すなわち第二十四表の方は、十六世紀当時の西ザクセンの三地域の都市とグルントヘルの関係を示す統計であり、これはまた裁判領主権との関係をも示している。(注38) ところでこの表をみると、その大半が古典的都市である都市 Stadt においては、さすがに騎士やランデスヘルを都市領主とするものは、少なく、都市参事会の権限の強さが、明瞭にあらわれている。これに対して計画型と自生型の略均衡しあう小都市 Städtlein においては、参事会の権限の強い型も或る程度存在しているというものの(十八)それ以上にランデスヘルが都市領主のもの(二十五)、騎士が都市領主のもの(二十九)が多いことが判る。また市場町 Flecken ではランデスヘルか騎士を都市領主とするものに限られている。この内にいわゆる小都市は、中世後期に発生した都市群であるが、以上の統計はランデスヘル

と騎士層の都市建設における大きな役割を示しているといえよう。とくにランデスヘルと共に騎士層が都市領主として登場してくることは、先にのべたザクセンにおける封建権力の分散構造の特質に、完全に対応している。ところでこの小都市の中には、計画型と自生型が略均衡しあっているが、計画型といえども、市参事会の自治権を十分与えられぬものも多く、逆に自生型であっても市参事会の自治権を獲得するものがあって、そこに封建領主による都市把握の実態の複雑さがあるのである。今我々が、農村工業の中心地として、しばしばあげた小都市群についての第二十三表をみると、自生型の都市であっても市参事会の自治権の確立しているもの二、それへの過渡期にあるもの二、グルントヘルが都市領主権を強力に行使していると想われるもの七である。また計画型都市で市参事会の自治権の確立しているものはなく、それへの過渡期にあるもの一、グルントヘルが都市領主のもの四である。(注39) これから判るように、この地域においては、かえって自生型都市の方に、中世都市への上昇転化現象が著しいのであるが、これは明らかにこれらの都市の経済的発展によるものであろう。と同時にその自治権が、都市領主の特権賦与の形で与えられるものであることが、過渡的状態の都市において明らかであるが、(都市領主の支配→自治という事態の推移) これは先に紹介したオーバー・ウルセルについて確認しうるところである。(注40) そしてこのような有力自生型都市の都市領主による中世都市化は、先にのべた都市をめぐる領邦体制内の封建貴族の都市建設競争に密接に関る都市把握競争の結果であるといえよう。ところで自生型・計画型をとわず一般に自治権を与えられた都市以上に、都市領主がそのまま都市への支配を続けるものが、非常に多いことは、より積極的に封建貴族の都市建設もしくは都市把握競争の意図（領邦体制強化）を示すものであって、これはシュピースが、中世末期の農村都市や市場町について、すでに指摘していることである。(注41) すなわち彼は十四世紀以来の領邦体制強化の下で、自治権の制限が、文書に意図的にあらわれてくるとのべている。さらにこのような領邦体制強化のための都市建設もしくは都市把握が、単に個々の封建貴族によって行なわれただけでなく、むしろ領邦権力の担い手であるランデスヘルによっても、個々の封建貴族に対抗して努力されたのである。

我々は第二十二表において自生型の内の三、計画型の内の五が、ランデスヘルの支配の下にある Amtstädte であることを見出す。これはザクセンにおいてもランデスヘルが、領邦体制強化のために都市建設乃至は都市把握を志向したことを示している。特に農村工業の中心地にあるブルグシュテット、ホーエンシュタイン、アウ、アイベンシュトックがいずれも、この種の都市であることは、興味深い。ランデスヘルのこのような意図は、ベロウが、矢張り指摘している通りである。(注42)

さて以上のべたように封建権力の分散と集中は、封建領主による都市建設もしくは都市把握の運動をよびおこし、これが大量の計画型小都市と共に、農村内部から自生的に成立してくる小都市にも及び、かくして少数の自治権を確立した都市と、都市領主の強い支配の下におかれる都市群への分極化が起るのである。そして先にもみたようにこの両方のタイプに、農村都市の化石化現象を見出すのである。つまり農村に対する封建支配の強化と共に、都市に対する封建支配の強化がみられる場合には、農村都市は、中世都市的閉鎖的特権的自治の方向においてのみ、安定した地位を獲得しうるのであるが、少くともザクセンにおいてはこの地位を獲得したものは、経済力の発展した少数の都市に限られ、それ以外の都市は、農村と殆ど変りのない状態におかれたままとなるのである。

さて以上にのべたのは、農村都市の中世都市化＝化石化現象を起す諸条件の内、封建制度の内部構造に属するものであった。ところでこれらの諸条件は、相互に絡み合いながら、農村工業の一層の進展の基礎をなす、生産（経営）条件と市場条件の双方を制限し、それによって農村工業を背景に成立してきた農村都市の化石化現象を現実化するのであるが、その底には農村都市の成立条件そのものも、重大な役割を演ずるのである。我々は先に第四節において農村都市発生の第二条件として、農村内部における社会的分業の展開を指摘したが、それは一農村共同体内のいわゆる局地内分業よりも、むしろ諸農村共同体間の、局地間分業といわれるものを軸とすることを発見した。このような局地間分業は、さらに局地間分業の隣接もしくは混在といわれる広い意味でのそれと、同一産業部門内の最終加工過程とそれ以外の工程の間の分業といわれる狭い意味

でのそれと、第三にこのような二重の基軸部門を中心として都市化した定住内部での局地内分業が、周辺農村との間で取り結ぶ局地間分業の三つに区別されるが、実際にはこれらが相互に重なり合って農村内部から成立してきた市場的定住に、局地間市場としての性格を与えるのである。従ってこれも前にのべたようにこれら市場定住地の市場は、より広い地方的市場圏の一環としての歳市と、これと重なり合いつつ、より集約的な農村間の商品交換の場であった行商的市場圏と、さらにより狭い周辺農村との様々な商品交換の場としての週市の三つによって代表され、局地内交換は僅かに週市と区別される日市に示されるに過ぎない。ところで前三者の市場圏こそ、これら農村都市の市場の局地間的性格を示すものであるが、他ならぬこの性格、特に歳市と週市の示す制限された局地間交換こそ、先にのべた封建制の内部構造の反動的性格と結合して農村都市の中世都市化現象をひきおこすのである。(注43) すなわち封建貴族の農民に対する直接の、様々な反動化の試みは、全体としての農民を封建的小生産者の枠に繋ぎとめるものであって、ここに生産者の絶えざる再生産やこれに基く農民層分解の不徹底性乃至は地主―小作関係への歪曲化がうまれ、小生産者の小商品生産者としての展開やその産業資本家への成長は、極めて停滞的な形でしかみられなくなるが、これは農村工業における産業資本の形成乃至は実存条件をそれ自体直接にも制限するが、同時に市場の展開の停滞性を伴うことによって間接にも影響を及ぼす。すなわち封建貴族の相対的優位は、市場の、とりわけ農村内部から成立してくる局地的市場の停滞もしくは萎縮を結果するのである。(注44) これに先の封建権力の分散性に基く過度の市場建設が加わると、市場の停滞性は、益々強度のものとして感じられる。(注45) つまり封建貴族の都市建設乃至は把握競争は、ただでさえ狭隘になりがちな国内市場―地方的市場―地域的市場を益々人為的に一つの枠の中にはめこむような作用をするのである。このような二重の市場の停滞性は、元来局地的市場の性格の強い農村都市をして、益々特権的、制限的局地間市場の結節点へと変質せしめるのである。(注46) すなわち農村都市の市場の局地間的性格それ自体は、農村内部における新しい市場関係の結節点として、古典的中世都市の市場関係より一歩進んだ、周辺農村とのより平等な交換関係を示すのであるが、それが周辺農村における封建制の強化と農村都市自身の封建領主による把握乃至は建設とこれに伴う市場条件の悪化といった諸事情の下にあっては、周辺農村との局地間的交換の一方的制限を始め、より広い地域的市場圏との関係においても、自由な行商圏よりも遠隔地商人資本を中心とする各都市の歳市―有力都市のメッセ体制（中世都市的地方的市場圏）への組み入れといった方向へと変質して行くことになるのである。(注47)

さて我々が第五節で分析したザクセンの農村麻織物地帯の農村都市の麻織物工の、農村工業に対する苦情を想い起すと、その苦情は原料供給者としての農村と原料加工者としての都市の間の局地間交換という中世都市的原則からの逸脱を訴えたものであり、特にこのような局地間交換の制限が、禁制圏内に厳しく要求された所にその苦情の中世都市的性格をみることが出来る。事実これらの苦情にランデスヘルが応じて出来た千四百八十二年のラント条例においては、四分の一マイル（禁制圏）内の手工業者を禁止している。(注48) このようなランデスヘルによる局地間交換の特権化、地域的固定化は、千四百五十一年のラントの条例にも、明白に意図されている。すなわちそこではケムニッツの漂白独占と関連してニュルンベルグ、ケムニッツ、ライプツィヒの歳市をめあてに漂白を行うべきことが訴えられ、当時の有力都市の歳市の重要性が、窺えると共に、麻糸の買付けについては「漂白所の為に働き、その製品を差し出す麻織工乃至は麻糸買付人は、彼が都市、市場町、農村のいずれに住んでいても、この地方の凡ゆる市場及び市場町の市場日にのみ、自由な買付けをなしうるが、それ以外では買付けをしてはならない」と規定し、明らかに都市、市場町の市場の局地間的性格の固定化をねらいとしていることが判る。(注49) このような局地間的市場構造の固定化、特権化は、単に農村工業に関連した部門でなくても、都市内に展開した局地間分業の生産物（半工業製品）と周辺農村の農産物との間の局地間交換についても、既存の農村都市の週市への制度的集中という形で、行なわれるのである。(注50) この場合にも先の千四百八十三年のラント条例にも示されるように都市周辺の禁制圏内ほど、局地間交換体制確立の対象となるのである。従って禁制圏の内外では、農村工業への農村都市の態度も変化するのであって、

外の方が比較的制限が弱いのである。[注51]

このように農村都市の特殊に歪曲化された局地間市場都市への転換は、領邦君主制（ランデス・ヘルシャフト）の下における、生産条件、市場条件の構造的停滞性と完全に対応するのであるが、同じような関係創設の試みが、当時のヨーロッパの先進国であるイギリスにおいてすら見出せるのである。つまり千五百六十三年に誕生したイギリスの職人条例によると都市、市場町への局地間市場の集中が意図されていたが、それは絶対王政による農村都市の上からの把握であった。[注52]

こうして周辺農村に普及した農村工業の中心地として、農村における封建制解体の方向に作用するような局地間市場の結節点としてたちあらわれた農村都市は、狭められた生産、市場条件の下では、農村における封建制の解体をチェックするような特権的、閉鎖的局地間市場の中心地へと変質して行くのである。しかし我々がすでに第三節でみたように、それは、封建制の内部構造という、より基本的条件の性格によるのであって、この条件が緩やかで、封建制の解体が著しい場所では、農村都市市場の局地間的性格は、それほどきわ立った特権的閉鎖的なものとならず、かえって周辺農村との均衡を保ちつつ発展して行くことを得るのである。[注53] そこでは一見近世初頭における市場関係の形成は、未熟で、農村内部に埋没しているかにみえながら、十九世紀の産業革命に向って順調な発展をとげて行くことになるのであり、逆に一見華やかなる発展をとげたかにみえる農村都市の中世都市への上昇転化現象の著しい所では、産業革命への道は、都市中心の甚だ歪曲された形でしか進展しないのである。[注54]

農村都市の中世都市化という倒錯した現象は、このように基本的には封建制の内部構造とこれに深く規定された生産及び市場条件の限定に、その成立条件を求めねばならないが、同時にこの条件の備わった上で、その現象を強める役目を負うのが、国内的もしくは国際的な社会的分業及び市場の不均等な発展である。我々は、すでに中世末期から近世初頭にかけて、ヨーロッパ全体に亘っての、国際経済のめざましい進展を見出しうるし、また夫々の国内においても、統一した国内市場形成への新たな胎動を読み取ることも出来る。[注55] このような国際的、国内的な社会的分業の進展やそれに基く市場関係の展開は、中世紀においてすでに或る程度存在した地域的な特化とこれに伴う相互交換＝中世的世界経済圏と実際には、重なり合いつつも、強力な国民経済＝国内市場を背景にする近代的世界的分業圏＝市場圏に一歩接近して行くことになる。[注56] けれどもその接近は必ずしも連続的なものではなく、夫々の国内市場形成過程に大きくかかっているのである。従ってこのいわゆる初期資本主義の時代に、華やかに国際市場に登場しつつも、近代資本主義の確立期には、むしろヨーロッパの後進国として取り残された国々もあったのである。我々は、オランダやスペイン、ポルトガル、イタリヤと共に、この種の国としてドイツをみることが出来るが、[注57] そのような国際的不均等発展の問題は、結局は、夫々の国民経済の不均等な展開の問題に帰着する。さしあたりドイツについては、我々が今迄分析してきたような、統一的国内市場形成を妨げる、封建制度及び社会的分業の停滞的発展とこれに基く新たな市場関係の化石化現象こそが、ドイツの国際的分業、市場体制における劣位の基本原因だということが出来る。ところでそのような国内条件は、一方において、国内の先進地域で発展してきた商業資本を、生産の基盤から遊離した国際的投機資本に転化せしめると共に、国内においても生産を外から縛りつける前期的商業資本（もしくはその延長としての前期的産業資本）という存在の様式を一層確固たるものとする。[注58] 特に政治的分裂が激しく、従ってまた封建制度の内部構造の解体の度合いも、まちまちであったドイツでは、商業資本が国際的に華やかに登場すればする程、商業資本自体にとって有利な事態が、国内的にも大きく分業及び市場関係の不均等な発展を促進し、こうした自縄自縛的な不均等発展の再生産が起こり、統一国内市場形成は、非常に停滞的にしか進まぬこととなる。[注59]

我々の考察したザクセンについていえば、当時国際的交易条件においても、国内的な分業、市場条件においてもドイツにおいて最も有利な地位を占めていた西南ドイツの商業資本の東方進出の動きに、大きく巻きこまれ、これによってザクセン自体が、すでに領邦体制下にあって、進み始めていた構造停滞的な形での近代化への歩みが、ますますその方向へと向けら

れて行くこととなった。[注60] すなわち当初から局地的市場圏とは、かけ離れた遠隔地市場目当ての銀生産を始めとする鉱山都市の、西南ドイツ商業資本の運命との一体化（十七世期初頭における破産、衰退）は勿論、[注61] 局地的市場圏形成の一方の担い手として一旦は登場しながらも、西南ドイツ商業資本の老大な資本力及び一時的ではあっても大きな国際的市場支配力の前に身を投げ出したザクセン麻織物業の中心的諸都市、特に農村内部から自生的に成立してきた農村小都市は、自らの発生基盤である周辺農村に対して、問屋制前貸制の網の目を広げる役割を、自ら買って出て、国内的、国際的不均等発展のひずみをうけることとなるのである。[注62] 尤もザクセンの最東部の上ラウズィッツ地方における、かかるひずみは、その地域内部の諸事情（とりわけグーツヘルシャフトの形成、確立）に基きつつ、最も苛烈な、都市ツンフトへの、周辺農村工業の従属をうみだすのに役立ったが、封建制の内部構造と社会的分業の局地間的展開に規定されて、ともかく農村内部から多くの小都市を成立せしめた西ザクセンの一帯では、近代化＝統一的国内市場の形成につらなる集約的局地間市場の中世都市的局地間市場への変質という、より中間的な表現形態をとった。しかもそれは、一面的にその停滞性だけを強調することの出来ぬ、複雑な事態なのである。[注63] このようなエルベ河を境にした両ザクセンの構造停滞の差異は、いわゆる国際的、国内的不均等の問題が、結局は当該地域の内部的事情に大きく依存していることを示している。我々は、以上の論稿において、この内部事情の最も重要なものが、封建制度の内部構造と農村内部における社会的分業の局地間的展開度及び、それに基く局地間市場の展開度であることを示しえたと思う。

注（1） K. Blaschke, Das Bauernlegen in Sachsen, SS. 114—116; Rudolf Kötschke, Ländliche Siedlung und Agrarwesen in Sachsen, Forschungen zur deutschen Landeskunde, Bd. 77, 1953, SS. 117—125.

（2） このような封建制の下部構造に関しては、西南ドイツの研究として Viktor Ernst, Die Entstehung des niederen Adels, 1916, Vergleich, Die Entstehung des deutschen Grundeigentums, 1926. 中部ドイツの研究としては R. Kötschke, a. a. O., SS. 102—125.

（3） Georg von Below, Geschichte der deutschen Landwirtschaft des Mittelalters, 1937, SS. 73—74; F. Lütge, Die Mitteldeutsche Grundherrschaft, 1934, SS, 202—203; Vergleich, Deutsche Sozial-und Wirtschaftsgeschichte, 1952, SS. 102—105.

（4） K. Blaschke, a. a. O., S. 99; R. Kötschke, a. a. O., S. 119 f.

（5） K. Blaschke, ibid., S. 103.

（6） Ibid., SS. 103—111.

（7） G. Heitz, Ländliche Leinenproduktion～ S. 35; K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, Bd. 2, 3.

（8） G. Heitz, ibid., S. 34; K. Blaschke, ibid., Bd, 2, 3.

（9） 本稿第三節、本誌三月号三十二頁七表。そこではケムニッツ周辺において十六世紀に十三ヶ村、十七世紀に十ヶ村の騎士農場の成立がみられる。なお騎士農場のない村は百四ヶ村である。

（10） R. Kötschke, a. a. O., S. 120 f. 騎士領は裁判権と警察権とをかねそなえた家父長的支配を貫徹していた。K. H. Quirin, Herrschaft und Gemeinde nach mitteldeutschen Quellen des 12. bis 18. Jahrhunderts, 1952, SS. 80—89. クイリンは、十六世紀以来、封建領主の下級裁判権と村落裁判とが融合して、家産的裁判支配となり、封建貴族の分散権力体制が強化したといっている。

（11） R. Kötschke, a. a. O., SS. 123—125; F. Lütge, Die Mitteldeutsche Grundherrschaft, 1957, 2 Auflage, S. 219.

（12） F. Lütge, ibid., SS. 221—238.

（13） G. Heitz, a. a. O., SS. 75—76.

（14） G. Heitz, ibid., S. 46, Tabelle 8.

（15） G. Heitz, ibid., S. 51, Tabelle 9 f.

（16） Ibid., S. 75, S, 112, R. Kötschke, a. a. O., S, 124.

（17） Ibid., S. 76.

（18） F. Lütge, a. a. O., SS. 89—101, 113—215.

（19） 大塚久雄「欧州経済史」百四十九—百五十頁。H. Stoob, a. a. O., S. 27.

（20） H. Stoob., ibid., SS. 26—27. 彼はドイツとは対照的に中央集権制が強く、封建貴族の権力が制限された北フランスでは中世後半約三百の農村市場 ville neuves が発生したが、これは中世的大都市よりも、大きな自治を農村のまま享受していたといっている。

（21） K. Blaschke, Das Bauernlegen, S. 101 の表をみるとこの地域は、殆ど再版農奴制が試みられないことが判る。また Rudolf Häpke, Die ökonomische Landschaft und die Gruppenstadt in der älteren Wirtschaftsgeschichte, S. 102. でくプケのいうように、企業工業は、封建制が余り確立しておらない森林地帯内部に発展するのである。但しザクセンのこの地方には多くの特権的鉱山都市が発生して

いるのであるから、封建制の内部構造と共に、市場条件が重要であることはいうまでもない。

(22) A. Kunze, a. a. O., SS. 99—100.

(23) G. Heitz, a. a. O., SS. 99—100.

(24) 本稿第二節第五表、本誌三月号二十七頁。K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis～, Bd. 1～3.

(25) Ibid., Bd. 1～3.

(26) Georg von Below, Territorium und Stadt, 1923, SS. 1～208; Fritz Rörig, Ursachen und Auswirkungen des deutschen Paitikularismus, 1937, S. 3.

(27) F. Rörig, ibid., SS. 5—20. 拙稿「ドイツ農民戦争の歴史的意義」中、本誌五十巻六号、五十八—六十頁。政治史上の事情としては、対外的に王権を強める契機に乏しかったこと（英仏には百年戦争のような契機があった）対内的にも東方植民や皇帝選挙制のような王権を弱める要因があったことがあげられる。

(28) H.Kamnitzer, Zur Vorgeschichte des deutschen Bauernkrieges, S. 34.

(29) G. Heitz, a. a. O., SS. 77—78.

(30) いずれも Heinz Pannach, Das Amt Meissen, の附表。

(31) Ibid., SS. 46—47.

(32) Ibid., S. 48; V. Ernst, Die Entstehung des nideren Adels, SS. 1—68.

(33) R. Gradmann, Die städtischen Siedlungen, SS. 168—169, 174.

(34) Vergleich, Süddeutschland, Bd. 1, S. 166, Bd. 2, SS. 421—422.

(35) H. Stoob, a. a. O., SS. 23—26.

(36) Ibid., S. 27.

(37) E. Keyser, Hessisches Städtebuch, S. 351, に記載されている農村都市オーバーウルセルは、農村内部より自生的に成立したきた農村市場（千三百十七年）を、千四百四十四年にランデスヘルが、都市法を王から賦与されて中世都市化した。

(38) K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis, Bd. 1—3.

(39) Ibid., Bd. 1—3. なお過渡とは千五百五十年にはまだ都市領主の下にあったものが、千五百九十年には都市参事会の自治権をえているものをいう。

(40) E. Keyser, Hessisches Städtebuch, S. 351. オーバーウルセルは都市法賦与と共に、防衛設備の権利と上級裁判権それに週市開催の権利をえている。但し上級裁判権は、ランデスヘルに属している。

(41) W. Spieß, Das Marktprivileg, Die Entwicklung von Marktprivileg und Marktrecht insbesondere auf Grund der Kaiserurkunden, 1916, SS. 86—92. 特に彼はランデスヘルシャフトの圧力が、十四世紀末から強まったとしている。

(42) G. V. Below, Territorium und Stadt, SS. 95—97.

(43) この点から考えても、農村都市の市場を局地内的にのみとらえることには、問題がある。すなわちそうした立場では、農村都市の中世都市化の現象を、せいぜい無内容な不均等発展の論理で説明することになるからである。確かに封建反動の強化の下での農村都市の発展は、周辺農村との不均等発展としてあらわれるが、これを現実化する要因は、農村都市の市場の局地間性にあるのである。

(44) 小商品生産者の成長の阻止と歪曲、及び、農村労働力の農奴化による労働力商品化の阻止による農民的、若しくは大衆的需要の萎縮化。

(45) R. Gradmann, Die städtischen Siedlungen, SS. 168—169, 174.

(46) 従って局地間市場を特徴とする農村都市には、市場関係についての二つの道があり、その一つが歳市—週市体制の強化の道であり、他の一つが行商的市場圏の拡大の方向であろう。ここにいう特権的、制限的局地間市場とは、前者を指す。

(47) F. Lütge, Die wirtschaftliche Lage, ～SS. 74—79; Hektor Ammann, Die Nördlinger Messe im Mittelalter, SS. 283—315.

(48) G. Heitz, a. a. O., S. 23, H. Helbig, a. a. O., Bd. 2, Nr. 120, S. 44.

(49) H. Helbig, ibid., Bd. 4, Nr. 293, SS. 17—18.

(50) Ibid., Bd. 2, Nr. 122, SS. 46～48; Alois Willi, Die Stadt Rosenheim, S. 44, G. Heitz, a. a. O., S. 98 f. 松尾展成「封建的危機の経済的基礎」六十六—七頁。

(51) G. Heitz, ibid., S. 103, 千五百三十年三月に都市は等族代表による交渉において、四分の一マイル外では、鍛冶屋、仕立屋、麻織工を無制限で許してもよいと譲歩している。

(52) 田中豊治「絶対王制の経済政策」西洋経済史講座三巻二百四十八—二百六十一、二百七十二—二百七十六頁。この職人条例では都市、市場町、農村の三地域を区分し、前二者についての公設市場 Public Market を認めている。特にそこでは週市での穀物取引が、規制の対象となっている。

(53) H. Stoob, a. a. O., SS. 26—27. ここには北仏の農村市場の例があげられている。またドイツ国内ではヴェストファーレン、ライン ランド地方に同じ傾向がみられる。本稿第四節第九表参照。

(54) 本稿第一節の第三表ヘッセンと第四表ラインラントを比較してみよ。封建体制の弱いラインラントの方が、はるかに農村内部から

の市場成立が順調であり、特に十九世紀産業革命期に農村から近代都市化するものの比率が大である。

(55) Fritz Rörig, Mittelalterliche Weltwirtschaft, Blüte und Ende einer Weltwirtschaftsperiode, 1933, SS. 10—48.

(56) Hektor Ammann, Deutschland und die Tuchindustrie Nordwesteuropas im Mittelalter, Hansische Geschichtsblätter, Bd. 72, 1954, SS. 1—63. この中でアムマンの作成している八枚の地図は、当時国内市場形成の順調であったフランドルンの織維工業の国際市場における伸張ぶりを見事に描いている。またこれに続いて北仏と英国の発展ぶりが、僅かながら、中世後期においてみられる。

(57) Theodor Mayer, Deutsche Wirtschaftsgeschichte der Neuzeit, 1928, SS. 30—34.

(58) Ibid., S. 33 f; Joseph Kulischer, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, Bd. 2, Die Neuzeit, SS. 113—328. F. Furger, a. a. O., SS. 11—75.

(59) 大塚久雄「オランダ型貿易国家の生成—絶対王政の構造的停滞の一類型」

(60) G. Heitz, a. a. O., SS. 110—111; A. Kunze, a. a. O., SS. 76—117.

(61) 諸田実「中世末期におけるドイツ鉱山業の繁栄とその特質」商業論集二十六巻一号。Johann Müller, Die Industrialisierung der deutschen Mittelgebirge, 1938, SS. 31—37.

(62) G. Heitz, a.a.O., SS. 110—111. 松尾展成「ザクセン麻織業におけるツンフト的営業独占の再編成」二十六～三十七頁。

(63) 大塚前掲論文。ここで提起された構造停滞的近代化のタイプは、明らかに、いわゆる資本主義成立の二つの道の、上からの道の主導下の特殊な共存とでもいうべきものであり、農村都市の中世都市化にその矛盾的性格を、象徴的に示している。

アメリカ中西部における商業的農業の展開

岡田泰男

一

十九世紀中葉のアメリカ中西部、とくに旧北西部 the Old Northwest とよばれるオハイオ、インディアナ、イリノイ、ミシガン、ウィスコンシンの地方は、フロンティアの時期を過ぎつつあった。[1] それは農業の面から見れば、自給的農業から商業的農業への転換期にあった、ということができる。[2] 十九世紀後半、アメリカにおける農業生産の中心地域となった中西部に、商業的農業が当初いかに展開したかを、生産物および経営の二つの観点から、具体的に追求することが本論文の目的である。すなわち、いかなる作物が商品となったか、いかなる農民が商品生産を推進させたか、ということである。

主な史料として「特許局長報告書」Report of the Commissioner of Patents におさめられた「農事調査及び回答」Agricultural Circular and Replies を使用する。一八六二年、農務省が設置される以前は、合衆国において農業に関する事柄は内務省（一八四九年以前は国務省管下）特許局があつかっており、右は特許局長から各地の農業協会などにおくられた、作物、家畜、耕作法、病虫害対策その他についての質問への回答をあつめたものである。[3]